

亀山市地域福祉計画

平成23年10月

亀山市

はじめに

近年、わが国の高齢化は急速に進展し、戦後生まれのいわゆる「団塊の世代」が65歳を迎え、2025年には75歳以上となる超高齢社会の到来が見込まれております。



一方、出生率の低下による少子化や家族・地域社会・産業等の急激な構造的変動が生じており、地域、家族におけるつながりの希薄化が懸念されています。

こうした社会背景のもと、本市では、市民や関係団体など地域に関わるあらゆる人たちと行政が協働して、誰もが安心して住み慣れた地域の中でいきいきと暮らせるよう、地域の絆を大切に、地域での助け合い活動が展開されるような地域社会の実現をめざしています。

そこで、「地域福祉を支える意識づくり」「安心してサービスを利用できる環境づくり」「地域での助け合い・支え合いの仕組みづくり」の3つの目標を柱とした『亀山市地域福祉計画』を策定いたしました。

計画の策定にあたっては、地域住民の皆様の御意見を計画に反映させるため、アンケート調査や関係団体へのヒアリングを行ってまいりました。

本計画の基本理念である「ともに支え合い、いきいきと暮らすまち亀山」にありますように、みんなで支え合うことにより、まちに笑顔が輝き、安全で安心して暮らせる「福祉のまち」を創っていくことをめざしてまいります。

最後になりましたが、本計画の策定にあたり、ご意見・ご指導いただきました皆様方に心から厚くお礼申し上げます。

平成23年10月

亀山市長 櫻井 義之

目 次

第 1 章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の背景	1
(1) 地域社会の変化	1
(2) 地域を取巻く福祉の動向	2
2 計画策定の趣旨	4
3 計画の位置づけ	6
(1) 地域福祉計画と他の行政計画との関係	6
(2) 社会福祉協議会による地域福祉活動計画との関係	7
4 計画の期間	8
5 計画の考え方	9
(1) 計画の基本的な視点	9
(2) 新たな公共への展開	10
(3) 地域のとらえ方	12
第 2 章 地域福祉を取り巻く現状	13
1 人口等の現状	13
(1) 人口・世帯の状況	13
(2) 子どもの状況	16
(3) 高齢者の状況	18
(4) 障がいのある人の状況	19
(5) 在住外国人の状況	19
(6) 生活保護の状況	20
2 地域福祉に関する現状	21
(1) 老人クラブの状況	21
(2) 民生委員・児童委員数	21
(3) ボランティア登録団体数及びボランティア登録人数	21
(4) NPO 法人の状況	22
(5) 市民ネット登録グループの状況	22
3 統計からみる本市の課題	23

第3章 計画の基本的な考え方	24
1 基本理念	24
2 基本目標	25
(1) 地域福祉を支える意識づくり	25
(2) 安心してサービスを利用できる環境づくり	26
(3) 地域での助け合い・支え合いの仕組みづくり	27
3 計画の体系	28
第4章 重点プロジェクト	29
1 地域交流プロジェクト	30
2 地域福祉活動拠点プロジェクト	31
3 地域支え合い体制づくりプロジェクト	32
第5章 施策の展開	34
1 地域福祉を支える意識づくり	34
(1) 福祉意識の向上	34
(2) 健康づくり・生きがいづくり	37
(3) 地域福祉の担い手の育成	40
(4) ボランティア活動の推進	42
2 安心してサービスを利用できる環境づくり	45
(1) 情報提供の充実	45
(2) 福祉サービスの向上と相談体制の充実	48
(3) 権利擁護の充実	52
3 地域での助け合い・支え合いの仕組みづくり	54
(1) 地域活動の充実	54
(2) 防災・防犯対策の充実	58
(3) 助け合い・支え合い活動の充実	61
(4) 関係機関との連携強化	64

第6章 計画の推進にあたって…………… 66

- 1 計画の周知・啓発…………… 66
- 2 計画の推進と評価…………… 66
- 3 社会福祉協議会との連携…………… 66
- 4 取組指標…………… 68

参考資料

- 1 策定経過…………… 69
- 2 亀山市地域福祉計画策定委員会…………… 70
 - (1) 亀山市地域福祉計画策定委員会要綱…………… 70
 - (2) 亀山市地域福祉計画策定委員会委員名簿…………… 71
- 3 亀山市地域福祉計画策定にあたってのアンケート調査…………… 72
- 4 用語説明…………… 78
- 5 相談窓口一覧…………… 84

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景

(1) 地域社会の変化

わが国は、高度成長期においては、人口増加が進んできました。しかし、1980年代頃から人口増加が鈍化し、少子高齢化が深刻化してきたことから、社会福祉制度の抜本的な見直しが進められてきました。そして、近年においては、人口減少時代に入ろうとしています。

平成22年国勢調査においては、ひとり暮らし世帯が平成17年に比べて140万世帯以上増加し、一般世帯のうち3割以上を占めています。また、4人以上の世帯は減少し、3人以下の世帯が増加しています。

こうした核家族化の進行に加え、家族を持たない世帯が増加している中で、家族の絆が弱まりつつあり、地域社会においても、地域住民が共に助け合い、支え合うという社会的なつながりが弱まっています。

さらに、価値観や生活様式の多様化とともに、深刻な経済不況、ひとり暮らし高齢者の孤独死、高齢者や子どもに対する虐待や引きこもりなど、新たな課題が出現しています。

このような状況のもとで、誰もが住み慣れた地域で安心していきいきと暮らしていくためには、福祉制度によるサービスだけでなく、地域での人と人とのつながりを大切にし、お互いに助けたり、助けられたりする関係をつくっていくことが必要になっています。

引きこもり 身体的・精神的な理由から、学校や勤務先などへ行かず1日のほとんどを家の中や家の周りで過ごすなど、日常生活の行動の範囲が非常に狭く、社会参加していない状態。

(2) 地域を取巻く福祉の動向

福祉ニーズが増大、多様化しています。

「自分らしくいきいきと安心して暮らしたい」と誰もが願うものです。しかし、身体機能の低下した高齢者や身体が不自由な人にとっては、家の電球の取替えや雨の日のゴミ出しなども大変なことです。また、高齢者をねらった詐欺や子どもが犯罪に巻き込まれるニュースがよく聞かれ、安心や安全が脅かされています。

さらに、経済の低迷が続く中で生活保護の相談件数も増加傾向にあり、低所得者層の構造をみると、若年層での低所得者が増加しています。

こうした児童福祉、高齢者福祉、障がい者福祉に含まれない制度の狭間での福祉ニーズが増えてきています。福祉ニーズは、暮らしのさまざまな場面で発生し、増大、多様化しているのが現状です。

加えて、未婚者、離婚者の増加を背景に、ひとり親家庭の増加も深刻な問題となっています。さらに、2025年には団塊世代¹が、身体機能の低下が顕著となる後期高齢者となり、介護保険サービスをはじめとした福祉サービスのニーズや、社会保障費の急増が懸念されています。

できる限り地域の中で、その人らしい暮らしができるような地域づくりが求められています。

高齢者に関して、身近な地域で介護などの相談支援などを行うために地域包括支援センター²ができました。また、認知症キャラバンメイト³をはじめ、認知症の人やその家族を地域で見守るための人材育成も進められています。

障がいのある人に関しては、障がいの有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら、地域社会における共生の実現をめざし、障害者制度改革が進められています。

子育てに関しては、子育てをしているお母さんたちの負担を少しでも軽減するために、経験豊富なお母さんが子育てを支援する子育てボランティア⁵、保育所や幼稚園における育児相談や子育てサロン⁶など、さまざまな子育て支援が行われるようになりました。

また、防災に関しては、東海・東南海地震の発生が予測される中で、大規模災害の発生に備え、地域住民による助け合いの仕組みづくりが進められています。

1 団塊世代 1947～1949年頃のベビーブームに生まれた世代。2007年に団塊の世代が一斉に退職を迎えることで、労働市場への影響が懸念され、2007年問題と呼ばれた。また、2025年には、この世代が後期高齢者となることから2025年問題と呼ばれている。

2 地域包括支援センター 全ての地域住民の健康保持、生活の安定、保健・福祉・医療の向上と増進のために必要な援助・支援を包括的に担う、地域の中核機関。主任ケアマネジャー、社会福祉士、保健師または経験のある看護師の3職種のスタッフにより、介護予防マネジメント、包括的・継続的マネジメント、総合相談・支援、虐待防止・権利擁護を行う。

3 認知症キャラバンメイト 地域で暮らす認知症⁴の人やその家族を応援する認知症サポーターを養成する「認知症サポーター講座」の講師役。

4 認知症 後天的な脳の器質的障がいにより、いったん正常に発達した知能が低下した状態をさす。

5 ボランティア 自発的な意思に基づき、報酬を目的とせず、自分の持つ能力、経験を活かして社会に寄与すること。また、多くの人々と協力しながら行うことで、人と人とのつながりが生まれる。

6 子育てサロン 子育て中の親子などと、ボランティアが共に遊びを通じて子どもの成長について学ぶ活動。

ボランティアや市民活動が活発になっています。

地域では、地区コミュニティ¹や自主活動グループをはじめさまざまな地域組織が活動しています。また、市民の自主活動グループによる通学路の見守り活動などボランティア活動が活発になっています。



地域住民がお互いに助け合い、支えあう“地域の絆づくり”が求められています。

平成22年には、高齢者について公的な記録が残っている一方で所在がわからないといった高齢者の問題が社会的にクローズアップされました。この背景にあるのは、地域の間人関係の希薄化であり、高齢者の孤立化で、さらに、家族、ふるさと、そして地域との関係が薄れている社会すなわち「無縁社会²」という言葉が生まれました。

また、アメリカのリーマンショック³から端を発した経済不況に伴う離職者問題、あるいは自殺者の増加など、市民の暮らしをめぐる社会経済環境は大きく変化しています。

一方で、東日本大震災が発生し、災害時などの緊急時での見守りや助け合いの重要性が再認識されました。

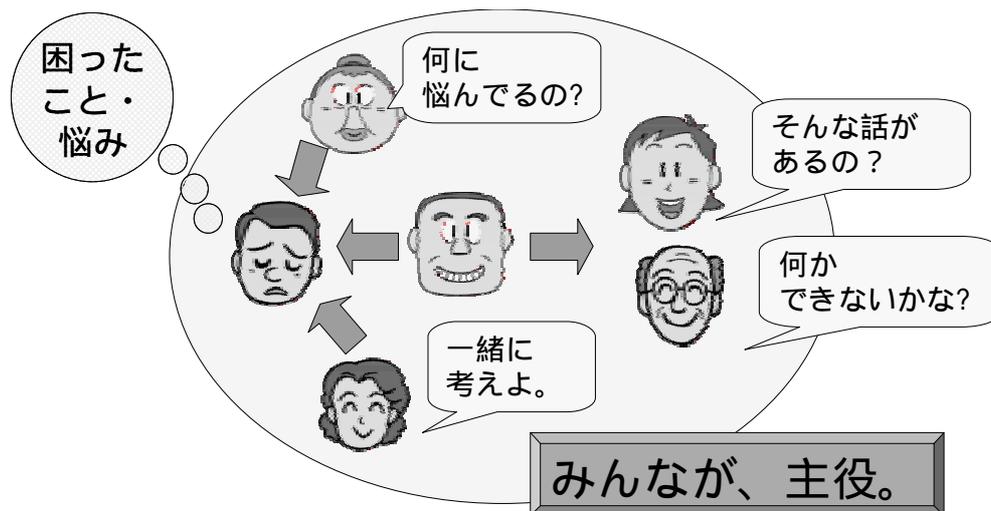
こうした中で、助け合いの基盤にあるものとして、人と人とのつながりが重要になってきています。地域住民の助け合い意識を高め、互いの顔が見え、互いに声を掛け合うことができる“地域の絆（結い）づくり”が大切です。

1 地区コミュニティ 共同の近隣生活を営む地区住民が連帯意識を高め、生活文化の向上及び社会福祉の増進を図る活動を実施している組織で、本市には、現在25地区あり、活動の拠点として、地区コミュニティセンターがある。
 2 無縁社会 高齢や病気になっても頼る相手がおらず、すべてを1人でやらなければならない人が増える社会。経済的には一人暮らしに支障はないが、人づきあいが希薄で、病気になっても誰にも知らせることがない。身元不明や遺族が引き取りを拒否する「無縁死」は年間3万2000人に上るといふ。
 3 リーマンショック アメリカの大手証券会社・投資銀行リーマン・ブラザーズの破綻(2008年9月15日)が引き金となった世界的な金融危機および世界同時不況。世界のほとんどの国の株式相場が暴落し、金融システム不安から国際的な金融収縮が起きた。

2 計画策定の趣旨

地域住民の一人ひとりが主役

暮らしやすい地域づくりを進めていくうえで、地域にお住まいの一人ひとりが主体的に参加し、お互いの協力により、地域を暮らしやすくすることが大切です。



助け合いの活動と行政や社会福祉協議会¹などの福祉サービスが両輪

多様化し、増大した福祉ニーズすべてに対応していくためには、行政や社会福祉協議会などの福祉サービスのみでは解決しません。

地域を構成する地域住民、自治会や地区コミュニティ、ボランティア、民間サービス提供事業者、そして行政などが協働²して、地域福祉を充実していくことが大切です。

地域福祉の推進

行政や社協
などの
福祉サー
ビス

住民の
支え合い

1 社会福祉協議会 社会福祉協議会は、住民の福祉向上を目的として、社会福祉法第 109 条に基づき設置されている団体であり、地域における住民組織と社会福祉事業関係者などにより構成され、住民主体の理念に基づき、地域の福祉課題の解決に取組み、だれもが安心して暮らすことのできる地域福祉の実現をめざし、住民の福祉活動の組織化、社会福祉を目的とする事業の連絡調整及び事業の企画・実施を行う、公共性と自主性を有する民間組織。

2 協働 複数の主体が、何らかの目標を共有し、ともに力を合わせて活動すること。例えば、地域の問題・課題の解決に向けて、行政や地域住民だけでは解決できない問題などがある場合に、相互にお互いの不足を補い合い、ともに協力して課題解決に向けた取組をすること。

互いに助けあい、支えあうような関係づくりを進める計画づくり

誰もが住み慣れた地域で安心していきいきと暮らしていくために、さまざまな生活課題に地域全体できめ細かく取組む仕組みづくりや、福祉サービスを利用しやすい環境づくりなどを進めるために、「亀山市地域福祉計画」を策定し、市民や地域のさまざまな活動主体が自分の地域に関心を持ち、互いに助けあい、支えあうような関係づくりを進めることをめざします。

【参考】 国や県の動き

国においては、社会福祉の基礎構造改革が進められ、サービスの利用者と提供者の対等な関係を築き、多様化する個人のニーズに対する地域の総合的な支援体制を確立するとともに、住民自身の積極的な参加による福祉の文化を創造することをめざして、地域福祉計画の策定が位置づけられました。

また、平成 18 年に「介護保険法等の一部を改正する法律」により介護予防の重視や地域密着型サービス¹の創設、地域包括支援センターの設置など、できる限り住み慣れた「自宅や地域」で生活が継続できる体制の整備や、「障がいがあっても普通に暮らせる地域づくり」をめざした入所施設からケアホームなど地域生活への移行を図る障害者自立支援法²の施行といった福祉制度の変化など、地域福祉を取巻く環境が変化しています。このような中、平成 20 年 3 月 31 日には厚生労働省から『「これからの地域福祉のあり方に関する研究会」報告書 - 地域における「新たな支え合い」を求めて - 』が出されました。この中で、地域社会で支援を求めている者に住民が気づき、住民相互で支援活動を行うなど、地域住民のつながりを再構築し、支えあう体制を実現するために必要な条件とその整備方策などが示されました。

三重県においては、個人が人として尊厳をもって、障がいの有無や年齢にかかわらず、家庭や地域で、その人らしく安心のある幸せな生活が送れるよう、さまざまな地域の生活課題に対し、地域全体が協働で取組むための基本方針となる計画として、「三重県地域福祉推進計画」を平成 15 年度に策定しました。そして、平成 19 年度に見直しを行い、各市町の取組に対して補完性、広域性、効率性の観点から支援を行っています。

1 地域密着型サービス 平成 18 年 4 月の介護保険制度改正に伴って導入された新しいサービスです。都道府県知事の指定(許可)を受ける介護保険施設とは違い、市町村ごとにサービス提供事業者が指定され、可能な限り住み慣れた自宅や地域で生活できるよう柔軟なサービスが提供されます。

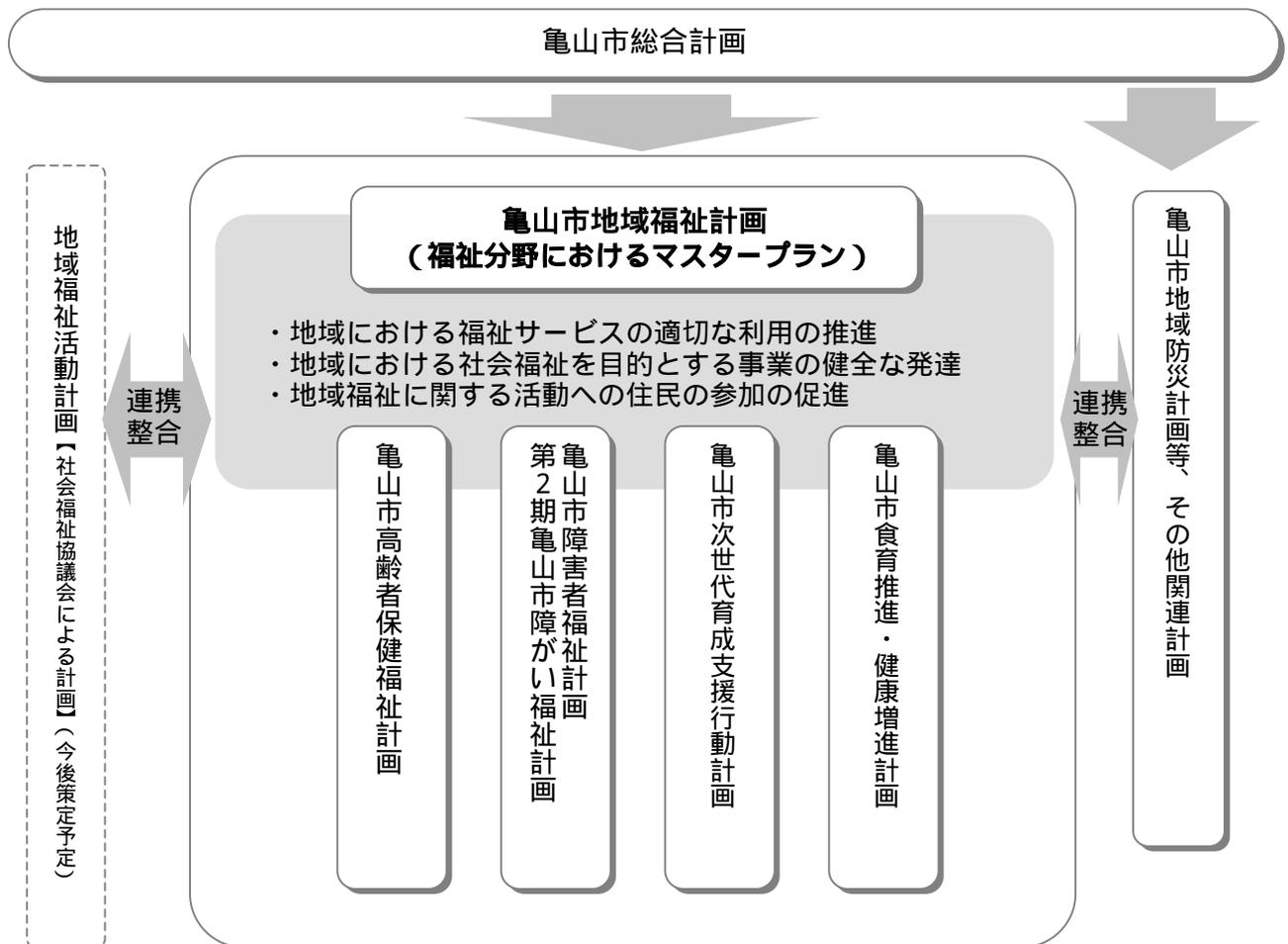
2 障害者自立支援法 障がいのある人々の自立を支えるため、障がいの種別にかかわらず必要なサービスが受けられるよう、サービスを利用するための仕組みを一元化し、公平なサービス利用のための手続きや基準の透明化、明確化などを盛り込んだ法律。

3 計画の位置づけ

(1) 地域福祉計画と他の行政計画との関係

地域福祉計画は、「亀山市総合計画」を上位計画とした個別計画であり、地域福祉を推進するための目標を定め、取組を体系化する基本計画としての性格を持つものです。

支援を必要とする対象者ごとに策定された各計画に共通する地域福祉推進のための理念を相互につなぐとともに、各計画の施策が地域において、より効果的に展開されるよう推進する役割を担っています。



【参考】 地域福祉計画関連条文
(社会福祉法 より抜粋)

(地域福祉の推進)

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

(市町村地域福祉計画)

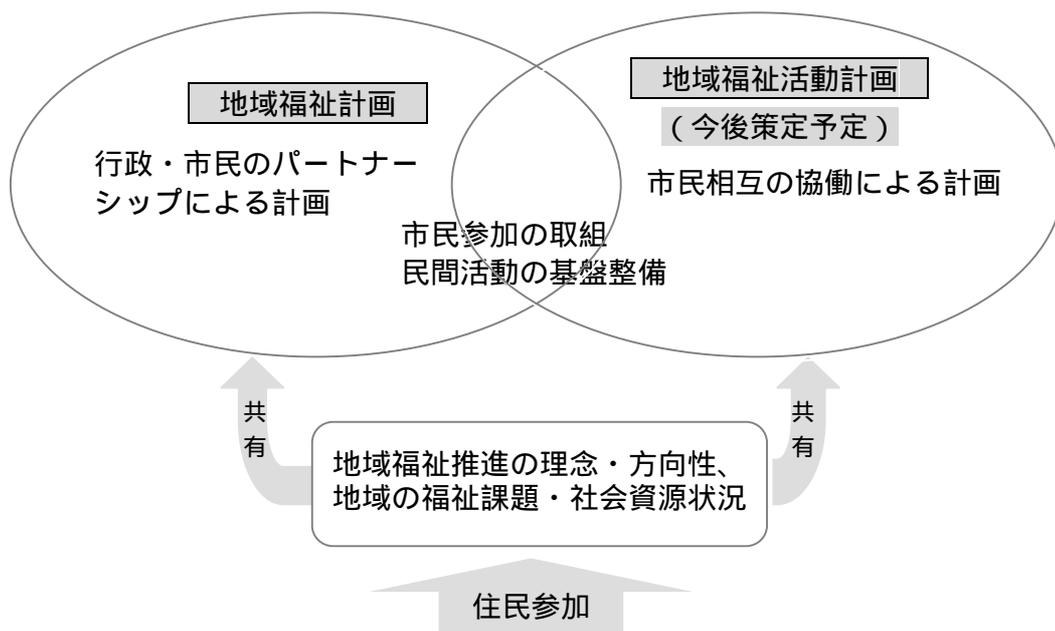
第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営む者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表するものとする。

- 1 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 2 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 3 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

(2) 社会福祉協議会による地域福祉活動計画との関係

地域福祉活動計画は、地域福祉を推進する中心的な団体である社会福祉協議会で策定する計画です。

「地域福祉計画」が行政計画として、また、「地域福祉活動計画」は地域住民の立場から地域福祉を推進する計画として、両計画は、相互に重要な役割を果たすものであり、地域における生活課題や地域福祉推進の理念の共有化など、密接な連携が求められます。



社会福祉法 社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、福祉サービス利用者の利益の保護及び地域福祉の推進などを図り、社会福祉の増進に資することを目的とした法律。

4 計画の期間

計画の期間は、平成 23 年度から平成 28 年度までの 6 年間とします。

ただし、国、県などの動向を踏まえて、また、社会状況の変化や関連計画との調整を考慮して、必要に応じて見直しを行います。

平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	
				<div style="border: 1px solid black; background-color: #cccccc; padding: 5px;"> 亀山市地域福祉計画 (平成 23 年度 ~ 平成 28 年度) </div>						
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 第 1 次亀山市総合計画 (平成 19 年度 ~ 平成28年度) </div>										
		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 亀山市 高齢者保健福祉計画 </div>		<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> 亀山市 高齢者保健福祉計画 </div>						
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 亀山市障害者福祉計画 (平成 18 年度 ~ 平成28年度) </div>										
		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 第 2 期亀山市 障がい福祉計画 </div>		<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> 第 3 期亀山市 障がい福祉計画 </div>						
			<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 亀山市次世代育成支援行動計画 </div>							
				<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 亀山市食育推進・健康増進計画 </div>						

5 計画の考え方

(1) 計画の基本的な視点

地域福祉計画は、次に掲げる5つの視点に基づき策定します。

視点1 地域に密着した取組の推進

地域の自然や歴史、文化など地域の個性を活かした取組を進め、必要な福祉サービスについても、身近な生活圏のなかで利用できる地域に密着した取組体制の整備を進めていきます。

視点2 利用者の立場に立った福祉サービスの推進

福祉サービスについては、利用する人と提供する側の対等な関係に基づいて、利用者の選択が確保される仕組みづくりを進めます。

視点3 ネットワークによる生活課題の解決

必要なサービスが、必要とする人に効果的、効率的に届くために、医療、保健、福祉の分野をはじめ、教育、就労、交通、環境、まちづくりなどとのネットワークの形成を進めていきます。

視点4 行政と民間の協働による推進

地域住民、企業・NPO など、そして行政・社会福祉協議会の役割分担を踏まえながら、地域福祉を推進します。

視点5 市民参画による推進

一人ひとりの市民が、地域福祉の担い手として、地域の福祉活動や福祉施策に関心を持ち、また具体的な活動に参画する機会を促進する「市民参画型」の地域づくりを進めます。

NPO 民間非営利組織、特定非営利活動団体。Non Profit Organization の頭文字をとったもの。営利を目的とせず、社会的な活動を行う民間組織。

(2) 新たな公共への展開

少子高齢化を背景に、家族の支え合いである“自助”の機能が低下してきている現状においては、基本的な福祉ニーズは、公的な福祉サービス(“公助”)で対応するという原則を踏まえつつ、ボランティア活動、地域での支え合いや見守りといった“共助”のまちづくりを進めていくことが重要となっています。

今まで行政にゆだねられてきた社会福祉サービスやまちづくり全般について、今後、市民と行政など多様な担い手がそれぞれの役割分担のもとに、創り上げていく考え方が必要です。

そこで、市民の自主的な活動を原則として、市民だけでは解決できない場合は地域で、地域だけでは解決できない場合は行政が支援する、あるいは協働で行う、という考え方にに基づき、『補完性の原則』の視点に立った、効果的、効率的な地域福祉の推進を図ります。

補完性の原則

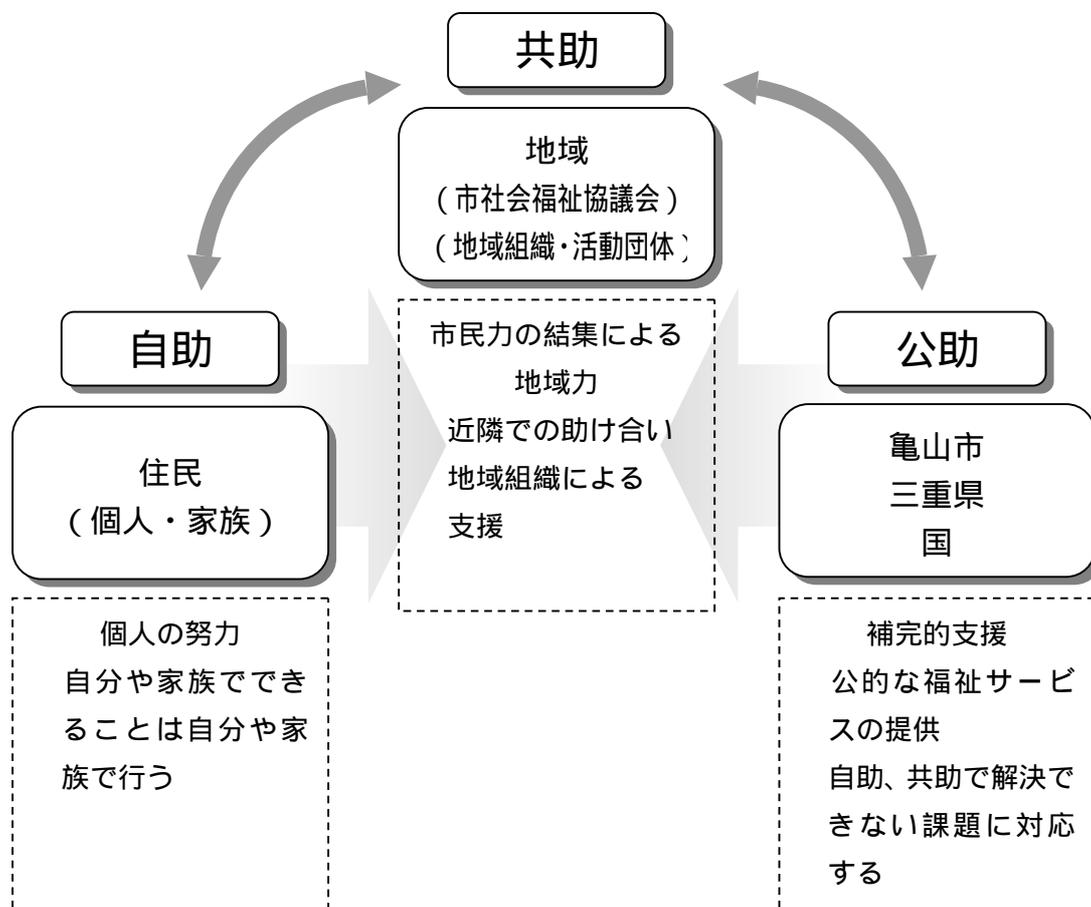
個人・家族あるいは、地域など、小さな単位でできることは小さな単位で行い、そこでは困難なこと、あるいは、大きな単位で行うことが理に適うことは、広い地域や行政など、より大きな単位で補完していくという考え方。

また、平成22年4月1日、亀山市まちづくり基本条例が施行されました。まちづくり基本条例では、市民・市議会・市の執行機関の3者がそれぞれの役割に基づいて、互いを尊重し、協働してまちづくりに取り組むためのそれぞれの権利や責務、亀山市のまちづくりを行う際に誰にも共通な9つのきまり(基本原則)などを定めることによって、「一人ひとりが生き生きと輝き、しあわせに暮らせるまち」を実現することを目的としています。

まちづくり基本条例に示された9つの原則

- | | |
|------------------|-----------------|
| 1. 協働の原則 | 2. 参加の原則 |
| 3. 情報共有の原則 | 4. 市民尊重の原則 |
| 5. 地域尊重の原則 | 6. 持続可能性の原則 |
| 7. 安全・安心の原則 | 8. 環境の保全及び創造の原則 |
| 9. 歴史尊重及び文化振興の原則 | |

協働による取組のイメージ ~ 補完性の原則 ~



地域福祉とは

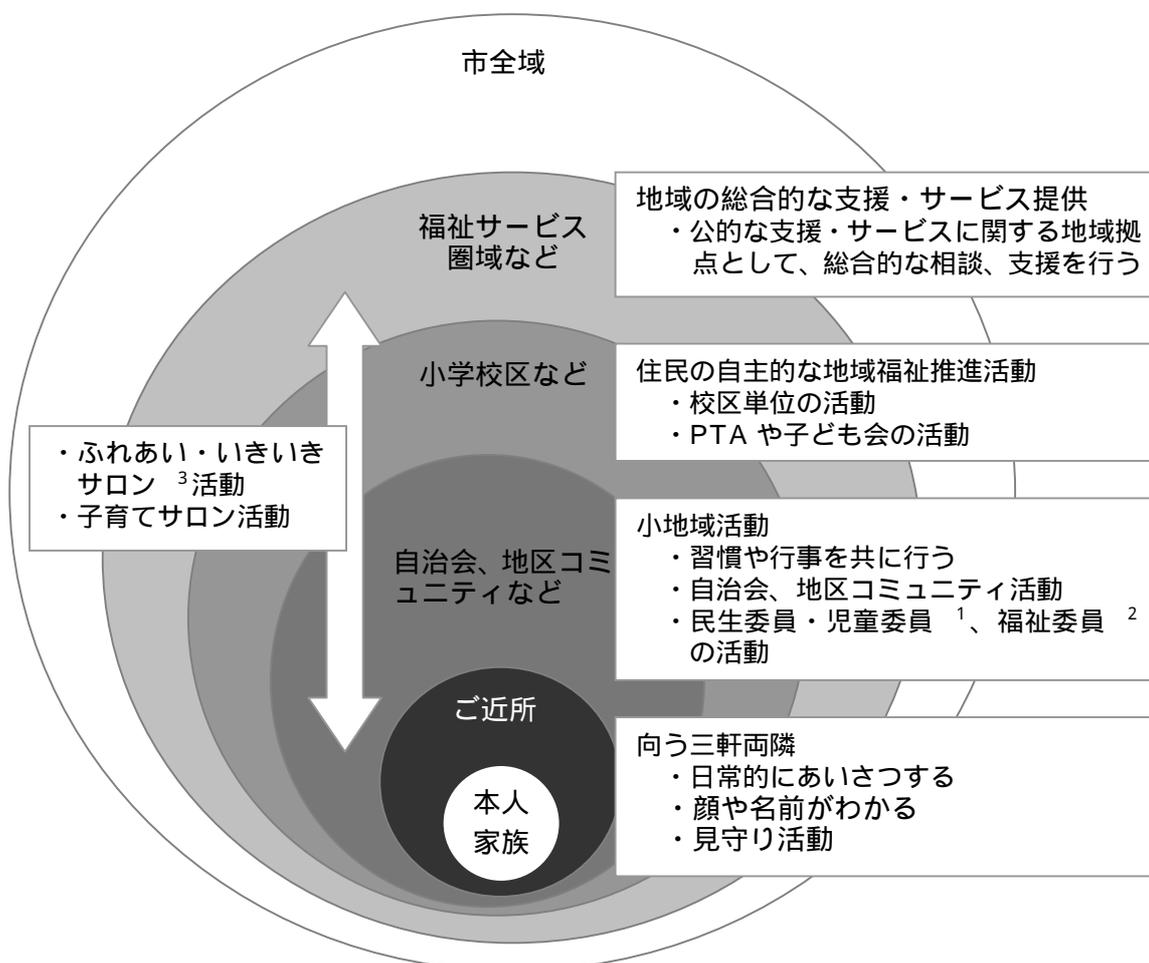
地域福祉とは、だれもが住み慣れた地域で、安心していきいきと暮らしていくために、市民のみなさん一人ひとりが主役となって、地域の各種団体・ボランティア・福祉サービス提供者・行政などが連携し、制度によるサービスを利用するだけでなく、地域での人と人とのつながりを大切にし、お互いに助けたり、助けられたりする関係を築きながら“共に生き、支え合う社会”を実現することです。

(3) 地域のとらえ方

「地域」とは何かを考えると、日常における「ご近所付き合い」としてのとらえ方や、地域の組織的な活動の単位としての「地区コミュニティ」など、さまざまなとらえ方があります。また、年齢を重ねることに伴い身体機能が低下し、歩いて行ける距離も短くなるなど、年齢層によっても、「地域」のとらえ方は変わってきます。

本計画における「地域」については、さまざまな活動に応じて重層的に考えるものとします。

地域のとらえ方のイメージ



1 民生委員・児童委員 民生委員は、民生委員法によって設置が定められており、児童委員は児童福祉法により民生委員が兼ねることになっている。活動の目的は、社会奉仕の精神をもって住民からの相談に応じるなど、住民が尊厳をもってその人らしい自立した生活ができるように支援を行い、誰もが安心して暮らすことのできる地域社会づくりを目指している。

2 福祉委員 地域の中で、高齢者、障がい者、子育て中の親子などで援助を必要とする本人や家族に対して、隣近所に住む者として良き相談相手となるとともに、民生委員・児童委員や自治会等の住民組織と連携をとりつつ、福祉のまちづくりを進めていく地域福祉の推進役。

3 ふれあい・いきいきサロン 地域で、高齢者、障がい者、子育て中の親子がボランティア等と一緒にあって、仲間づくり、生きがいづくり、ひきこもり防止のために行うふれあい活動。

第2章 地域福祉を取り巻く現状

1 人口等の現状

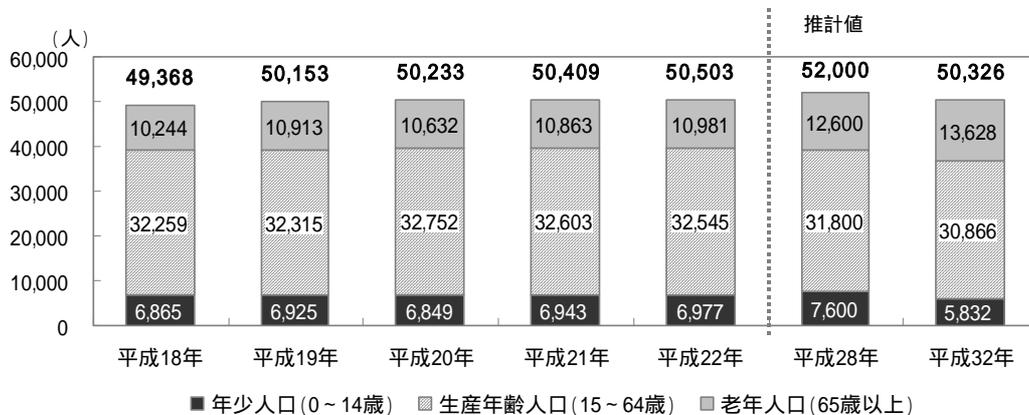
(1) 人口・世帯の状況

総人口

総人口の推移は、平成22年10月1日現在で50,503人となっており、平成18年以降は50,000人前後で推移しています。

年齢3区分別では、年少人口(14歳以下)、生産年齢人口(15～64歳)、老年人口(65歳以上)ともに微増しています。

将来推計をみても、総人口は平成28年以降減少に転じるにもかかわらず、老年人口は増加すると予想されます。

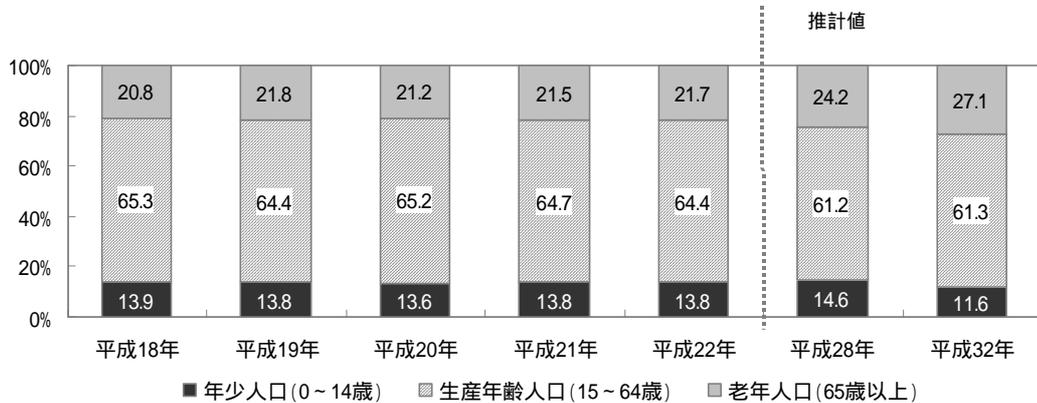


資料：平成17～19年 三重県月別人口調査
平成20～22年 住民基本台帳・外国人登録原簿
(各年10月1日現在)
平成28年 第1次亀山市総合計画
平成32年 国立社会保障・人口問題研究所による出生
中位・死亡中位推計

年齢3区分率の推移

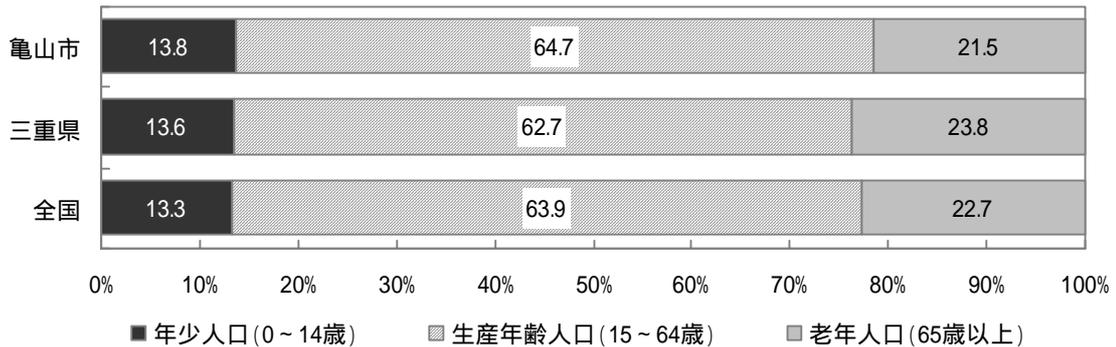
年齢3区分率では、老年人口（65歳以上）が占める割合が微増しており、平成22年では21.7%となっています。

将来推計をみても、高齢化率の上昇が続くと予想されます。



資料：平成17~19年 三重県月別人口調査
 平成20~22年 住民基本台帳・外国人登録原簿
 (各年10月1日現在)
 平成28年 第1次亀山市総合計画
 平成32年 国立社会保障・人口問題研究所による出生
 中位・死亡中位推計

年齢3区分率を全国、三重県と比較すると、大規模工場の立地などを背景に、全国、三重県に比べて、老年人口（65歳以上）が占める割合が低く、生産年齢人口（15~64歳）の割合が高くなっています。

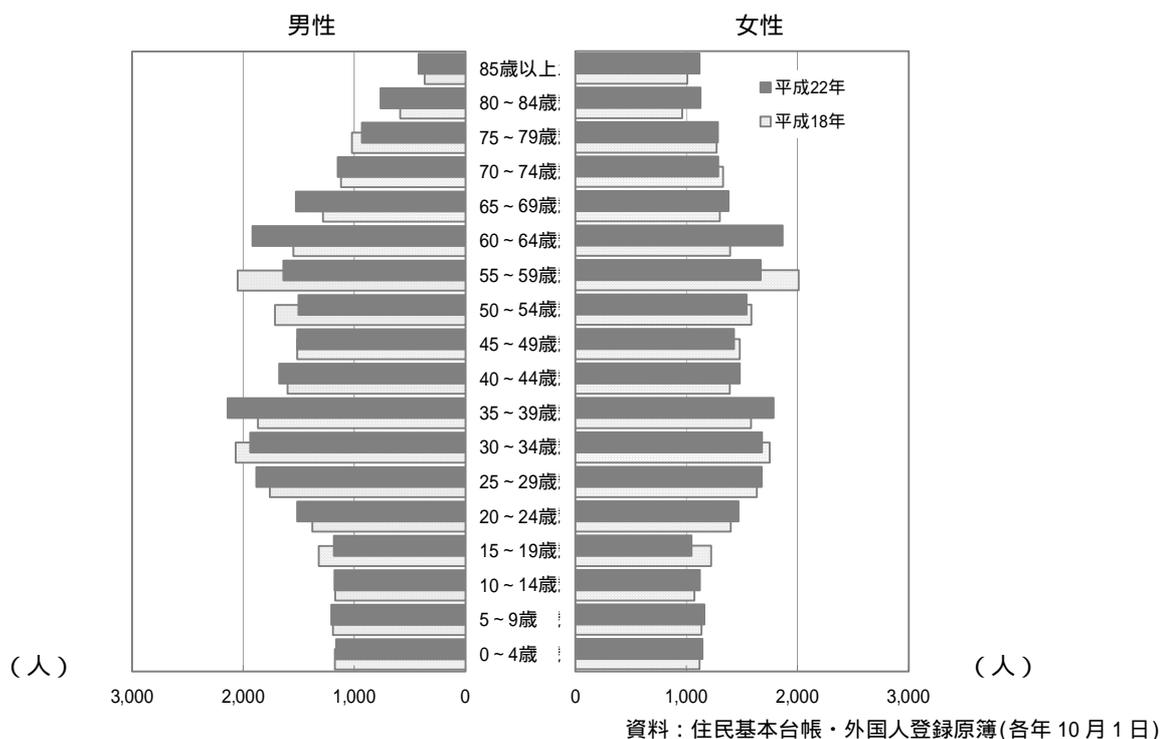


資料：統計局 推計人口（平成21年）

高齢化率 65歳以上の高齢者人口が総人口に占める割合。高齢化率が7%から14%未満を高齡化社会といい、14%から21%未満を高齡社会、21%以上を超高齡社会という。

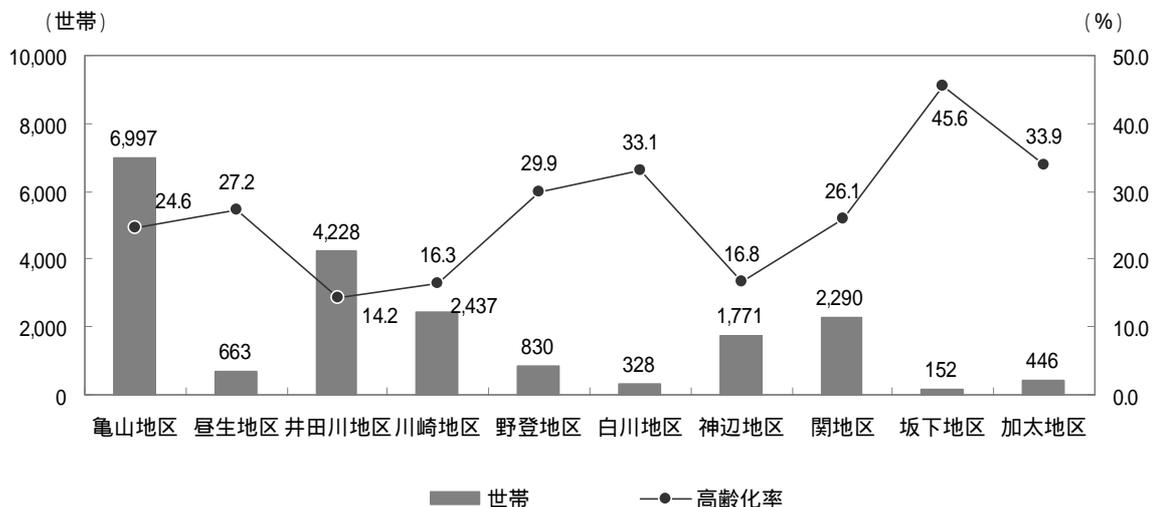
年齢階級別人口ピラミッド

平成22年10月1日現在の年齢階級別人口ピラミッドでは、昭和46年から昭和49年生まれの第二次ベビーブームを含む30歳代後半が多くなっています。また、平成18年との比較では、60歳代の高齢者数が増加しています。さらに60～64歳の団塊の世代が今後、高齢期を迎え、高齢者が増加することが予想されます。



地区世帯数と高齢化率

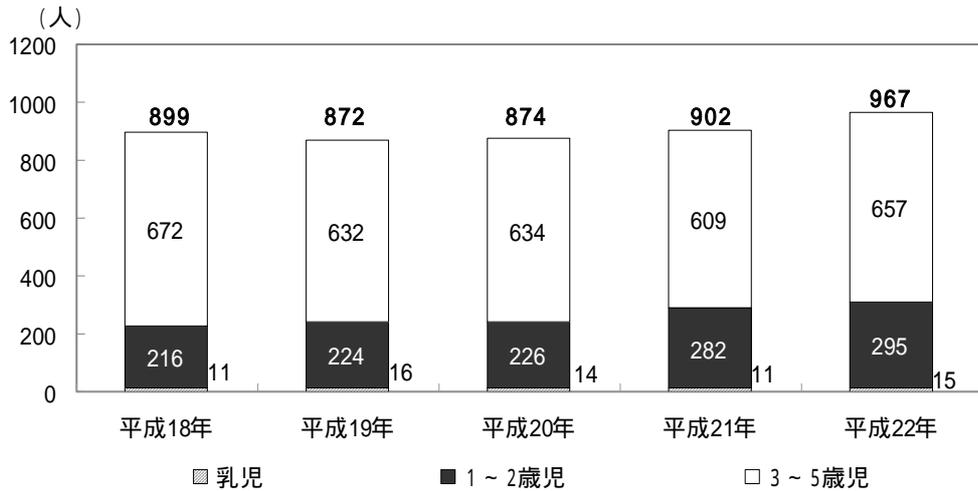
平成22年度の市全体の高齢化率は21.7%となっていますが、地区別で見ると、白川地区、坂下地区、加太地区において30%以上となっています。特に、坂下地区では、45.6%となっています。



(2) 子どもの状況

保育園の園児数

保育園の園児数は、全体としては平成20年までは減少していたものの、その後増加に転じています。また、1～2歳児の園児数は平成17年以降増加傾向がみられます。



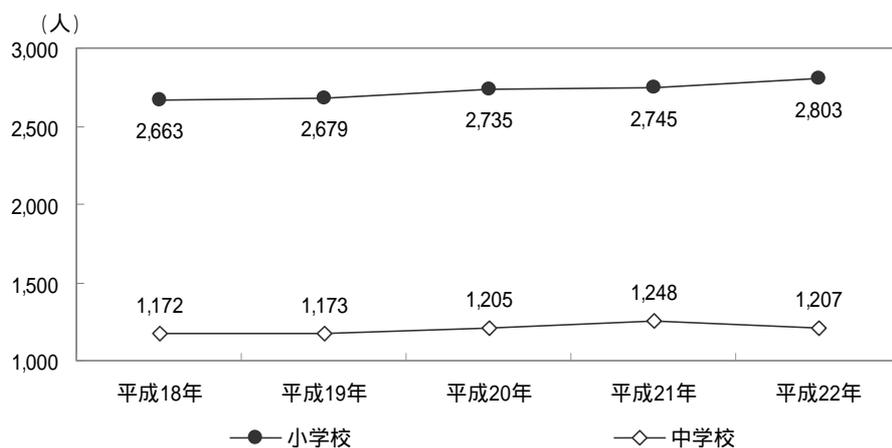
資料：子ども家庭室（各年4月1日現在）

区分	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	
公立	乳児	8	9	12	6	10
	1～2歳児	139	152	150	185	194
	3～5歳児	473	429	434	427	462
	計	620	590	596	618	666
私立	乳児	3	7	2	5	5
	1～2歳児	77	72	76	97	101
	3～5歳児	199	203	200	182	195
	計	279	282	278	284	301
全体	乳児	11	16	14	11	15
	1～2歳児	216	224	226	282	295
	3～5歳児	672	632	634	609	657
	計	899	872	874	902	967

資料：子ども家庭室（各年4月1日現在）

小学校、中学校の児童数

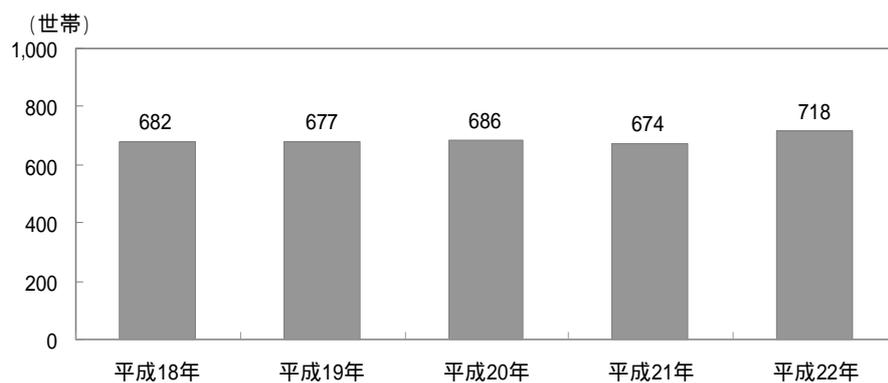
児童数は小学校では増加傾向がみられます。一方、中学校では、平成22年に減少に転じています。



資料：学校基本調査（各年5月1日現在）

ひとり親世帯の状況

ひとり親世帯の状況を母子家庭等医療対象世帯数で見ると、年々増加傾向となっており、平成22年で718世帯となっています。

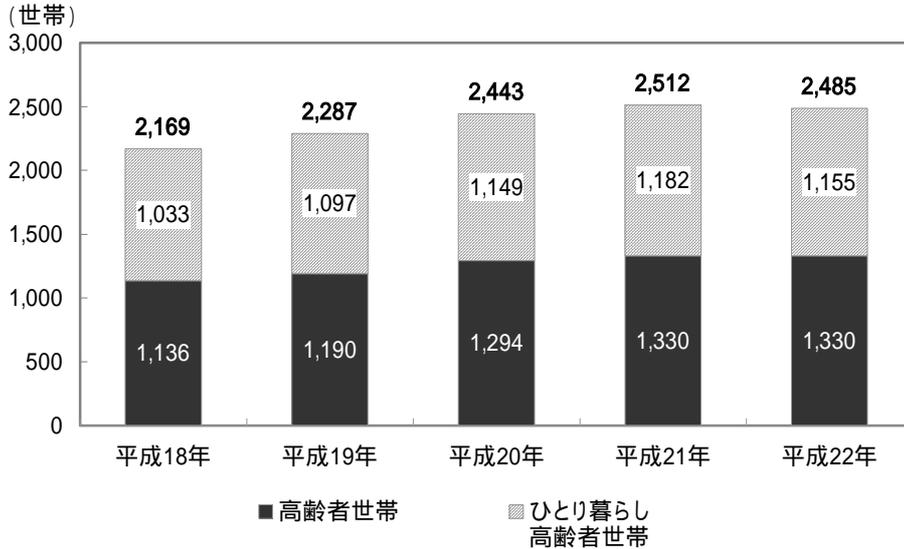


資料：子ども家庭室（各年4月1日）

(3) 高齢者の状況

高齢者世帯の状況

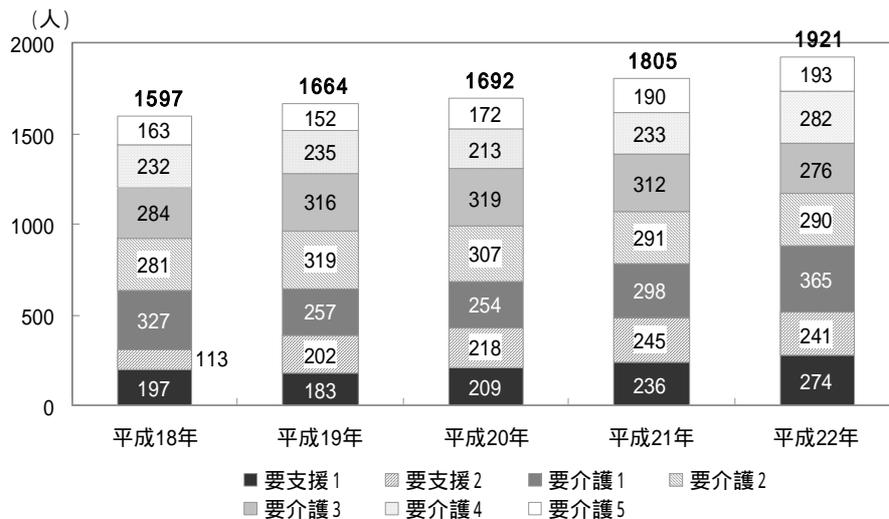
高齢者世帯、ひとり暮らし高齢者世帯では、増加傾向にあります。



資料：民生委員実態調査（各年 10 月 1 日）

要介護認定¹の状況

要介護認定の状況では、認定者数は増加傾向にあり、平成 22 年で 1,921 人となっており、平成 18 年に比べ 324 人増加しています。



資料：鈴鹿亀山地区広域連合介護保険課（各年 10 月 1 日）

要介護認定 介護保険によるサービスを希望する被保険者で、介護が必要であるかどうか、どの程度必要であるかの判定・認定。

(4) 障がいのある人の状況

各障害者手帳所持者数は増加傾向にあり、平成22年で、身体障害者手帳所持者数は1,827人、療育手帳所持者数は207人、精神障害者保健福祉手帳所持者数は126人となっています。

単位：人

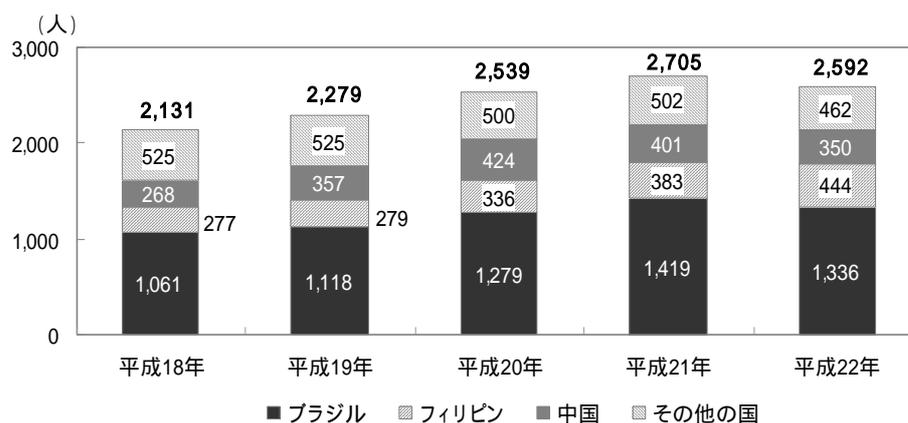
区分	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年
身体障害者手帳所持者数	1,650	1,675	1,738	1,803	1,827
療育手帳所持者数	174	168	184	195	207
精神障害者保健福祉手帳所持者数	74	88	105	116	126

資料：高齢障がい支援室（各年4月1日）

(5) 在住外国人の状況

外国人登録人口は、年々増加していましたが、平成22年には減少に転じ、2,592人となっています。

国籍別の外国人登録人口では、ブラジルが増加していましたが、平成22年に減少しています。一方、フィリピンは増加傾向が続いています。



資料：外国人登録国籍別人員調査表（各年6月末）

(6) 生活保護の状況

生活保護世帯数では、増加傾向がみられ、平成 22 年度末では 146 世帯、189 人と、4 年前より 52 世帯、72 人増加しています。

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
被保護世帯数(世帯)	94	97	103	136	146
被保護人数(人)	117	122	139	162	189

資料：地域福祉室（各年度3月末日）

2 地域福祉に関する現状

(1) 老人クラブの状況

市内の老人クラブ数は、年々減少しており、平成22年では61クラブとなっています。また、高齢者数は増加しているものの、会員数は年々減少し、平成22年では4,118人となっています。

区分	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年
クラブ数	75	65	65	64	61
会員数(人)	5,007	4,531	4,515	4,390	4,118

(参考) 三重県

区分	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年
クラブ数	2,276	2,223	2,134	2,061	1,995
会員数(人)	194,419	190,642	185,326	179,230	174,651

資料：社会福祉協議会資料（各年4月1日）

(2) 民生委員・児童委員数

民生委員・児童委員定数は、平成22年12月1日で2名増員し、96人となっています。

区分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
民生児童委員数(人)	81	86	86	86	88
主任児童委員数(人)	5	8	8	8	8
計(人)	86	94	94	94	96

資料：地域福祉室（各年4月1日現在、平成22年は12月1日現在）

(3) ボランティア登録団体数及びボランティア登録人数

ボランティア登録団体数は、平成22年で33団体となっています。また、ボランティア登録者数は、年々増加しており、平成22年では719人となっています。

区分	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年
ボランティア登録団体数(団体)	29	31	31	31	33
ボランティア登録人数(人)	646	637	638	673	719

資料：社会福祉協議会資料（各年度3月末日）

(4) NPO法人の状況

三重県では、平成22年度末現在、554団体のNPO法人登録があり、主に津市、四日市市など県内の主要都市に集中しています。本市では、平成22年では4法人となっています。

登録内容をみると、重複登録を含めて、「保健・医療または福祉の増進」分野に4団体、「社会教育の推進」分野に3団体、「まちづくりの推進」分野、「子どもの健全育成」分野で各々2団体の登録があります。

	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年
活動団体数(団体)	3	3	3	3	4
会員数(人)	40	40	40	40	59

資料：市民協働相談室（各年4月1日現在、平成22年は12月1日現在）

(5) 市民ネット登録グループの状況

本市では、市民ネットに登録されているグループが188団体あります。

分野		団体数	分野	団体数
保健医療		5	スポーツ	31
福祉		40	環境保全	20
社会教育		20	災害救援地域安全	4
まちづくり		17	人権平和	4
文 芸 術	手芸	2	国際協力	3
	書道	5	男女共同参画	3
	文芸短歌俳句	7	子ども	20
	美術	14	農業・畜産食材・料理	8
	茶道	6	NPO支援	3
	手品	2		
	音楽	21		
	舞踏	11		
	写真	2		
	華道	1		
	園芸	3		
	衣服	3		
	陶芸	3		
	学術研究	1		

分野の重複あり

資料：市民相談協働室（平成22年12月1日現在）

3 統計からみる本市の課題

わが国は、急速に少子高齢化が進む中で、人口減少時代に入ろうとしています。本市においては、大規模工場の進出などの社会的な背景の中で、しばらくは人口増加傾向が続くものと予測されますが、10年後には人口減少に転じるものと推計されています。

また、本市の年齢別の人口構造は、20歳代、30歳代の人口が多く、高齢化率は全国、三重県に比べて低くなっています。しかし、年少人口の割合は、全国、三重県と同程度であり、少子化の問題は抱えています。

このようなことから、流動性が高い若年労働者が多い人口構造の中で、少子高齢化の問題は、数値として潜在化してしまっていることがうかがわれます。

子育てに関しては、3歳未満児の保育ニーズの高まり、ひとり親世帯の増加など家庭での子育ての力が低下していることがうかがわれます。

高齢者に関しては、要介護認定者の増加傾向がみられ、高齢者を支える中心的な世代である40歳代、50歳代の人口が減少する中で、深刻な問題となっています。

障がい者手帳の所持者も増加しており、特に精神障がいにおいての手帳所持者の増加が著しくなっています。障がい福祉制度が施設から在宅重視へと変わってきていることから、地域での受け皿づくりが課題となっています。

また、市内在住の外国人に関しては、社会経済の低迷を背景に在住外国人の減少がみられたものの、多くの外国人が暮らしています。こうした外国人との共生、すなわち多文化共生の地域づくりも大きな課題となっています。

このように、支援を要する人の増加、さらには支援のニーズも多様化しており、今後一層顕著となっていくことが予測されます。こうした福祉課題に対して、地域住民をはじめ地域社会を構成するあらゆる人が主体になって、その解決に向けて行動していくことが必要です。

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

本市では、地区コミュニティの形成や伝統的な文化を活かした地域住民の交流など地域活動が盛んに行われています。また、「亀山市民ネット」や「きらめき亀山21」など市民活動のネットワーク構築のための取組も行われています。

このような各々の地域活動をより効果的なものにしていくためには、地域住民はもとより、地域で活動しているさまざまな活動団体や組織、そして行政が協働して地域福祉の向上に取り組んでいく必要があります。

そのため、子どもから高齢者まで、障がいの有無を問わず、人と人とがふれあい、お互いが理解を深め、ともに助け合い・支え合うことができる地域づくりをめざします。

また、本市は健康都市という考え方を取入れて、市民の健康に関する課題への取組を強化し、市民と行政が一緒になった健康なまちづくりを進めています。本計画においても、誰もがいきいきと元気でいられることが地域福祉を推進する上での前提であり、健康づくりと支え合いを両輪としたまちづくりを進めます。

基本理念

ともに支え合い、いきいきと暮らすまち 亀山

2 基本目標

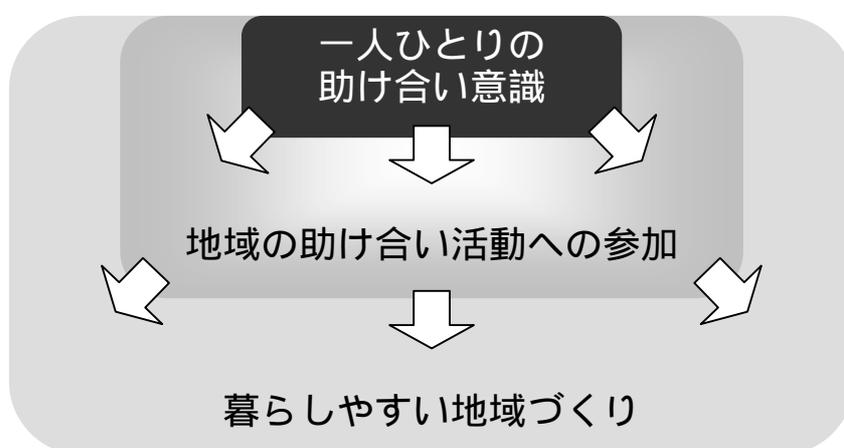
(1) 地域福祉を支える意識づくり

地域福祉を推進する上では、市民一人ひとりが、お互いの人権を尊重しながら、ふれあい意識を持つとともに、人と人とのつながりを持ち、地域活動につなげていくことが重要です。さらに、誰もが地域でともに暮らしていくためには、年齢や性別、障がいの有無などに関係なく、暮らすことのできるまちづくりが重要であり、ユニバーサルデザイン¹の理念に基づき、“モノ”だけでなく心のバリアフリー²を進めていかななくてはなりません。

そのため、子どもの頃から福祉の心を育てるとともに、地域においても支え合いの気持ちの醸成を図ります。

また、団塊の世代の方など元気な高齢者が増加する中で、地域福祉活動の担い手を育成するとともに、ボランティア・市民活動団体の活動の促進を通じて、市民の地域福祉活動への積極的な参加を図ります。

さらに、地域福祉活動を推進する上で、市民一人ひとりの健康づくりが肝要であり、誰もがいきいきと元気でいられるために、健康づくり、生きがいづくりを推進します。



- 1 ユニバーサルデザイン 年齢や障がいの有無などにかかわらず、最初からできるだけ多くの人々が利用可能であるように設計すること。
 2 バリアフリー 障がいのある人々が、生活環境（住宅、地域施設、交通施設）において、普通に生活することを阻んでいる障壁（バリア）をなくすこと。

(2) 安心してサービスを利用できる環境づくり

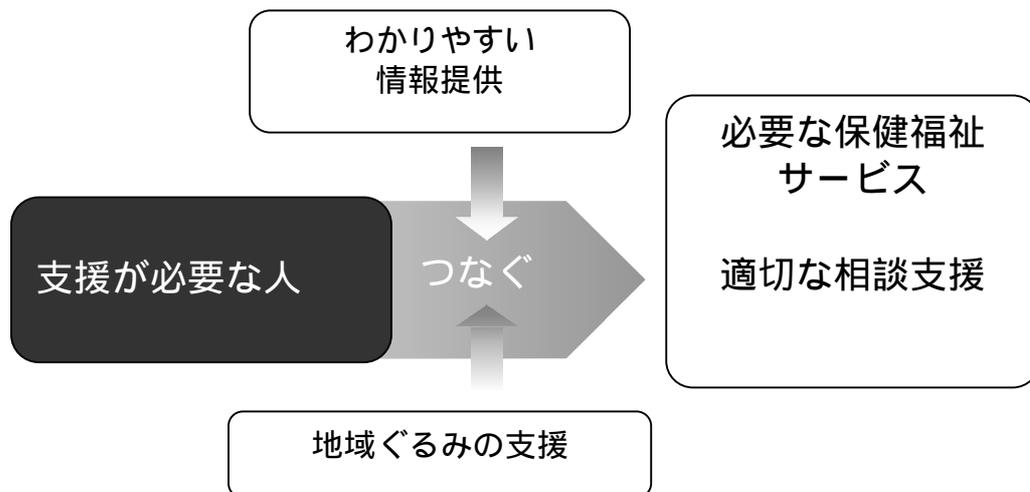
地域で支援を必要とする人がサービスを知らない、あるいは誰かに相談しようとなしなど、必要なサービスを利用しづらい環境にあることがみられます。

誰もが、必要なサービスを適切に利用し、住み慣れた地域で、より自立した生活を送るように、行政、地域全体で支援していく必要があります。

そのために、保健福祉サービスや各地域の福祉活動などの情報をわかりやすく提供するとともに、市民の情報への関心の向上を啓発します。

また、ライフステージや各々の生活環境に応じた相談機能を充実するとともに、福祉サービスの充実を図り、誰もがサービスを利用しやすい環境づくりをめざします。

そして、必要とされるサービスを把握するための仕組みづくりを推進し、地域で暮らしていくために必要な在宅支援サービスの充実をめざすとともに、支援を必要としながらサービスの利用に結びついていない人を地域で把握し、支援するための体制づくりを進めます。



(3) 地域での助け合い・支え合いの仕組みづくり

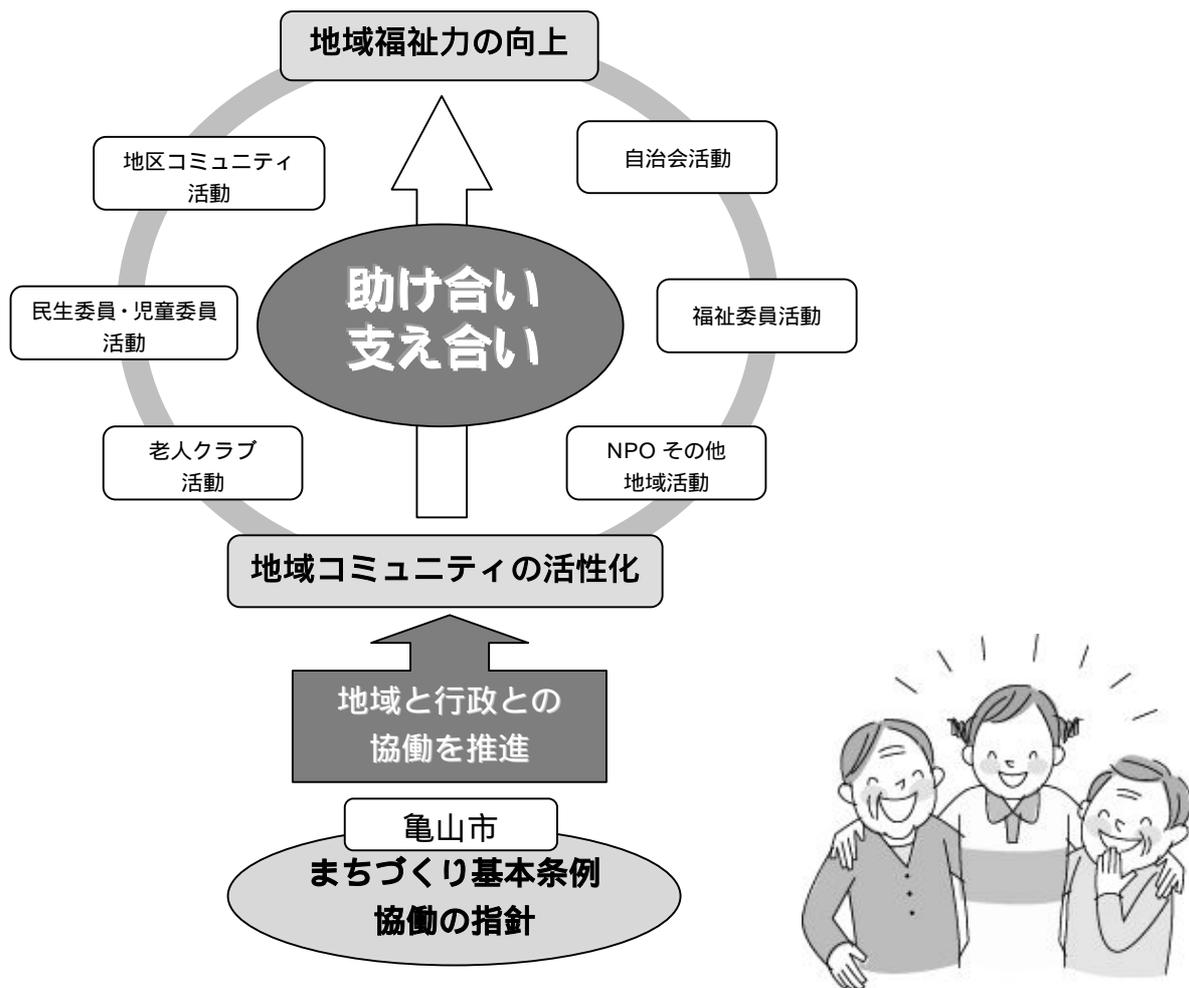
誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすためには、地域における助け合い・支え合いとともに、さまざまな手段で地域の中で困っている人を支援する仕組みづくりが重要です。

地区コミュニティや民生委員・児童委員など地域を構成するさまざまな組織・団体による地域活動や助けあい・支えあい活動を推進するとともに、さまざまな世代の交流の促進や地域における交流の場・活動拠点を整備し、日常的にふれあいのある地域をめざします。

既存の地域活動を推進するとともに、「まちづくり基本条例」や「亀山市協働の指針」に基づき、行政と地域との協働を推進します。

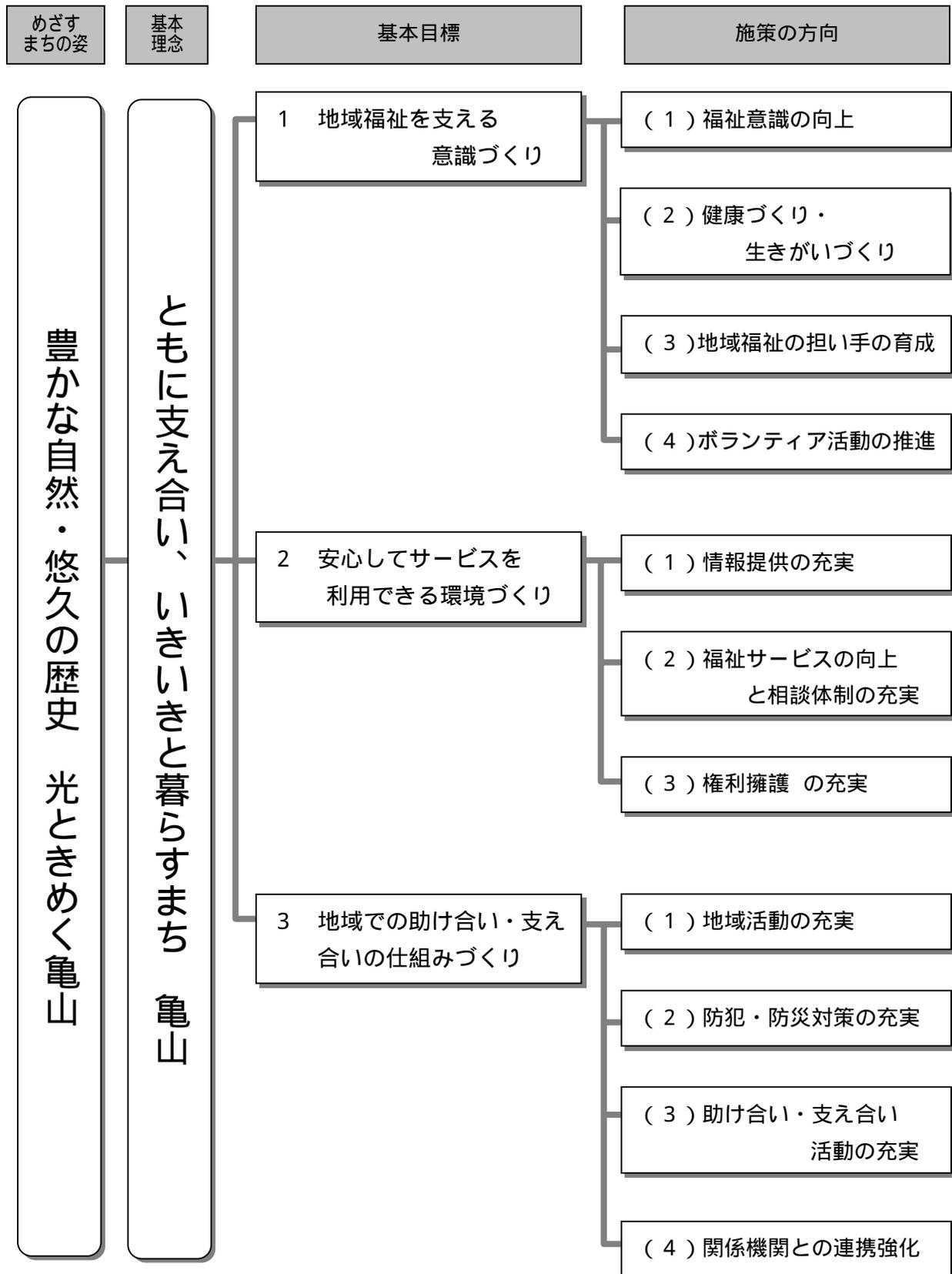
加えて、こうした活動を通して、すべての人が犯罪や災害の不安がなく、安心・安全な生活が送れるように、防犯や交通安全活動、防災体制づくりを進めます。

さらに、地域福祉活動を推進するため、地域における関係団体の連携の強化を図ります。



亀山市協働の指針 平成20年3月に、市民と行政が円滑かつ効果的に協働していくため策定された指針。対等の原則、目的・情報共有の原則、公正・公平の3原則を定め、新たに協働事業提案制度を導入し、市民と市職員の意識改革とまちづくりへの参加促進を図っている。

3 計画の体系



権利擁護 自己の権利を表明することが困難な寝たきりの高齢者や、認知症の高齢者、障がい者の権利の擁護やニーズ表明を支援し代弁すること。

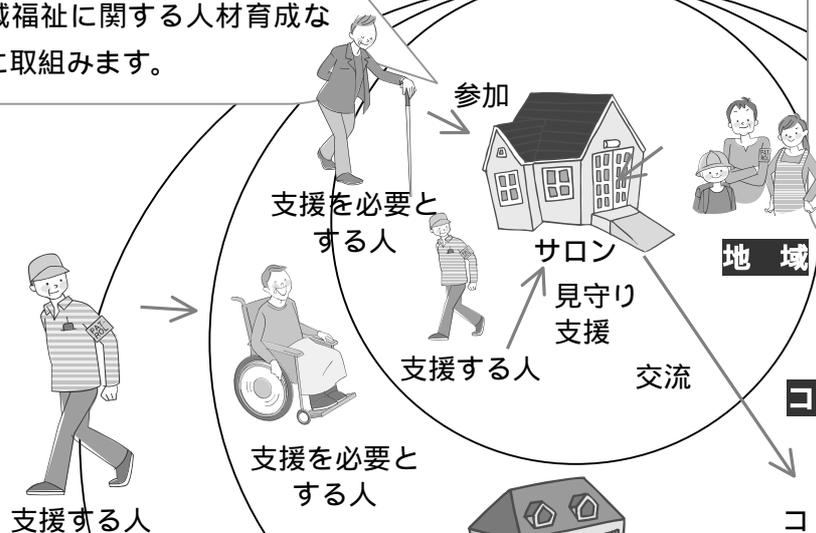
第4章 重点プロジェクト

本市は、地区コミュニティが形成され、地域においてはサロン活動も盛んに行われています。また、地域（コミュニティ）には民生委員・児童委員などだけでなく、福祉委員やサロン活動を支援する人など地域福祉を推進する担い手も多く存在しています。

今後、こうした地域の資源を活かしながら地域福祉活動を推進するため、身近な地域、コミュニティ、市全域の単位における重点プロジェクトを設定します。

1. 地域交流プロジェクト

地域におけるサロン活動を中心とし、交流や見守り活動、地域福祉に関する人材育成などに取組みます。



2. 地域福祉活動拠点プロジェクト

地区コミュニティセンターを活動拠点とし、コミュニティ活動の推進だけでなく、地域での拠点として出張相談や出前講座、健康づくり活動などを行うとともに、福祉に関する情報提供の充実に取組みます。



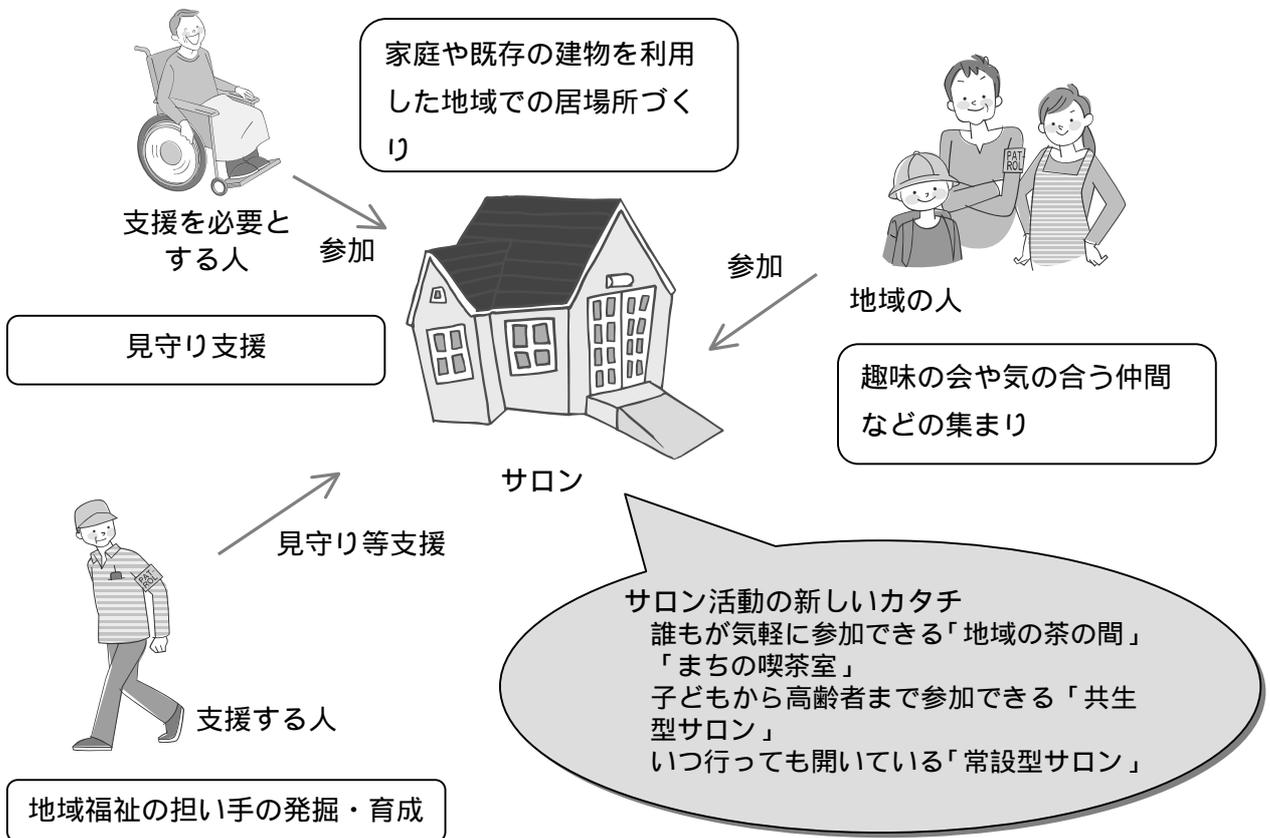
3. 地域支え合い体制づくりプロジェクト

地域における支え合い活動を行うNPOなど、地域資源を活かしたコミュニティ・ビジネスの立ち上げや、企業やボランティアとの連携体制の構築を支援します。

1 地域交流プロジェクト

本市では、ふれあい・いきいきサロン、子育てサロン活動など、多くの地域でサロン活動が盛んに行われています。これらの身近な地域でのサロン活動は、地域における交流の場や高齢者などの居場所となっています。

こうした場を通じて、ひとり暮らし高齢者や障がいのある人、子育て中の保護者の方などがサロンに参加することで、支援が必要な方に対して、サロンを通じた見守りなどの支援を行ったりすることができます。また、高齢者や子どもなど、地域の人が気軽に集うことでさまざまな交流の場としても期待することができます。さらに、サロン活動は、多くが地域のボランティアや福祉委員などの協力を得て活動しており、こうした活動を通して地域福祉の担い手を発掘・育成していくことが期待できます。



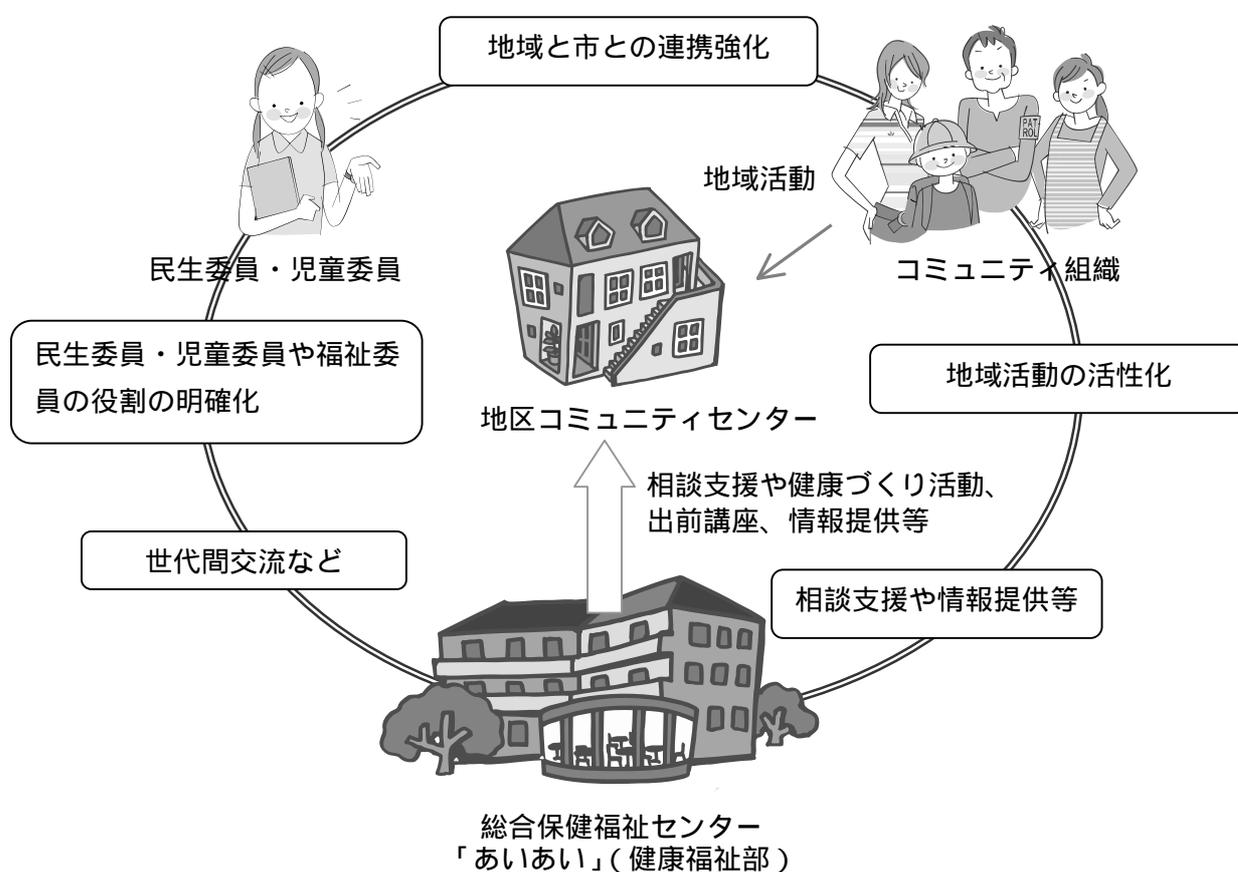
社会福祉協議会が取り組んでいるサロン活動を拡充するため、箇所数を増加するとともに、誰もが気軽に立ち寄ることができる新しいカタチのサロンの設置を支援します。

支援が必要な方に対して、サロンを通じた見守りなどの支援を行ったりすることができます。地域福祉の担い手を発掘・育成していくことが期待できます。

2 地域福祉活動拠点プロジェクト

本市には、地区コミュニティが25あり、活動拠点として地区コミュニティセンターがあります。地区コミュニティセンターは、コミュニティ活動を行うだけでなく、地域の人が集う場としても活用されています。

そのため、市が実施する相談支援や健康づくり活動、出前講座などを実施したり、福祉に関する情報提供を行ったりすることで、多くの人への普及・啓発などを行うことが可能になります。また、地区コミュニティには、福祉委員や福祉委員会が設置されており、さまざまな地域福祉活動が積極的に行われています。



地区コミュニティセンターを地域福祉の活動拠点として位置づけ、地域の課題などの検討を行うとともに、地区コミュニティの福祉委員会や地域で活動している民生委員・児童委員と総合保健福祉センター「あいあい」を核とした市との連携を強化することで、地区コミュニティにおける地域福祉をさらに推進していきます。

地域活動の情報が気軽に得ることができます。
 安定した活動の場が確保できます。
 地域活動団体間の交流ができ、活動が活発となることが期待できます。

3 地域支え合い体制づくりプロジェクト

本市では、公立病院である医療センターを核に、地域の医療機関や近隣の高度医療機関と連携し、地域医療体制の確保に努めてきました。また、最近では、三重大学の寄附講座により、地域医療の効果的で実行可能な対策を明らかにする研究を開始しました。

こうした保健医療の基盤が整備される中で、本市はWHO健康都市連合に加盟し、地域での健康づくり活動を推進していこうとしています。

その一翼として期待されるサロン活動については、その運営に多くのボランティアが参加しています。また、地区コミュニティには福祉委員が設置され、多くの人が地域福祉の担い手となっています。

今後、さらに高齢化が進みますが、元気な高齢者の方も増加し、それまでの経験を活かしながら地域福祉の担い手となることが期待されます。

そのため、地域貢献や生きがいづくり、健康維持につながる地域における支え合いの体制づくりが重要です。こうした支え合いの体制づくりにおいて、コミュニティ・ビジネス¹や市民活動・NPOの役割は大変大きなものといえます。



1 コミュニティ・ビジネス 市民が主体となって、地域が抱える課題をビジネスの手法により解決し、またコミュニティの再生を通じて、その活動の利益を地域に還元するという事業のことの総称。

2 ボランティアセンター ボランティア活動の推進機関の総称。全国ボランティア活動振興センターをはじめ、社会福祉協議会や民間のボランティア団体などに設置されている。ボランティア情報の収集と発信、ボランティアコーディネイト業務、広報誌の発行、ボランティアに関する教育・研修の場、ボランティアの情報交換の場として機能している。

地域における支え合い活動を行うNPOなどや地域資源を活かしたコミュニティ・ビジネスの立ち上げを支援するとともに、企業やボランティアとの連携体制の構築を支援し、地域の支え合い体制づくりを推進します。



地域での安定した助け合い・支え合い活動が活発になることが期待できます。

生活課題に対して、多面的に取り組むことができます。

コミュニティ・ビジネスの活性化が、地域経済・コミュニティの活性化にもつながることが期待できます。

例えば、買い物が不便な地域、外出が困難な高齢者など買い物難民といわれる人に対する移動販売や配食サービスなどは、地域の高齢者に喜ばれるとともに、ビジネスチャンスでもあります。

第5章 施策の展開

1 地域福祉を支える意識づくり

(1) 福祉意識の向上

[現状と課題]

近年、核家族化の進行や多世代世帯の減少に伴い、世代間交流の機会が減少し、地域におけるコミュニティ機能が低下していると考えられます。

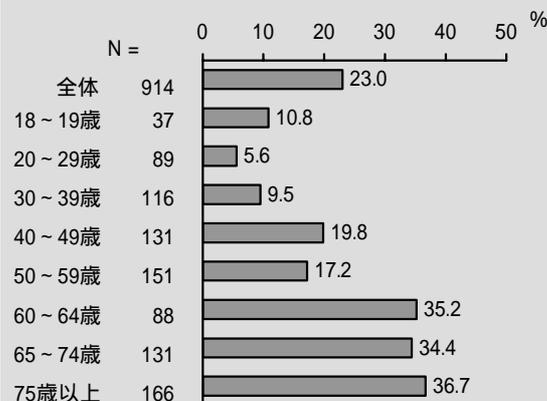
本市では、まつりなどの地域行事を通じた交流により、地域の絆が深められてきました。

また、認知症サポーターの養成を通じ、認知症高齢者などの正しい知識の周知を図るとともに、地域での支え合いの意識の向上を行ってきました。

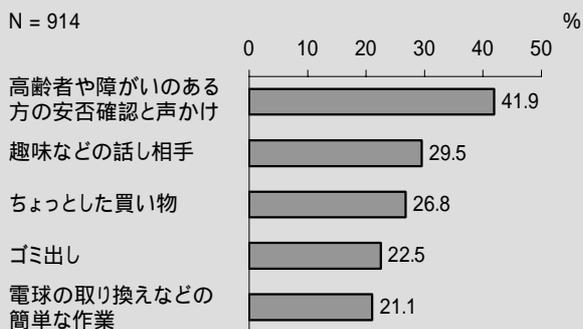
アンケート調査では、近隣の人と日頃から助け合っている人の割合は2割を超えていますが、40歳未満では1割を下回っています。

一方、近所の助け合いに関して、高齢者や障がいのある人への安否確認や声かけができると回答した人が約4割となっています。地域全体ですると良いと考えている活動は、「道路や公園などのゴミ拾い」の割合が最も高く、次いで「高齢者や障がいのある人等との交流」となっています。

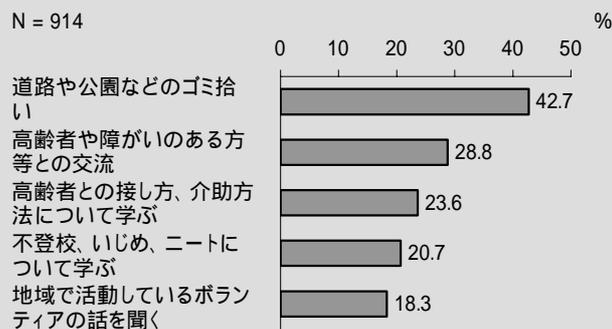
日頃から助け合っている人の割合



困っている方にしてあげられること（上位5位）



地域ですると良いこと（上位5位）



認知症サポーター 「認知症サポーター講座」を修了し、認知症を正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守る応援者として日常生活の中での支援をしていただく人。

このようなことから、市民一人ひとりが福祉に関心を持つとともに家庭における福祉意識の啓発が求められています。また、地域にはさまざまな状況の人が住んでおり、身近な生活課題を把握するために、日頃から助け合う近所づきあいを進めるとともに、さまざまな交流や体験を通して、高齢者や障がいのある人、外国人に対する理解を深めることが重要です。

高齢者や障がいのある人に対し地域として取り組むべきことについて、地域の人の見守りや声かけと考えている人は多く、また、子育てについても、同様に考えている人が多くなっています。

今後、地域住民が協力し合える地域をつくるためには、地域住民の一人ひとりの助け合い意識を育てていくことが大切です。

また、地域における助け合い活動の基礎的な組織である地区コミュニティや自治会などの地域組織の活動を通して、地域での助け合いの意識の醸成に努める必要があります。

さらに、市民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う「共生社会」の実現をめざし、障がいのある人となない人との間の「心の壁」を取除く「心のバリアフリー」が大切です。そのためには、高齢者や障がいのある人、外国人に対する理解を深めることが重要です。

地域の関係団体における意見等

- ・若い人のボランティア精神を育成する必要がある。
- ・活動の主旨を理解し、今後も協力をしてほしい。
- ・三世代交流など、様々な世代が交流し、親睦を深め福祉意識を高めたい。
- ・ボランティア団体の高齢化が進んでおり、若い人たちが福祉にもっと興味を持ってほしい。
- ・ボランティア団体の活動として、年1回、小中学校に出向く経験が自らの福祉意識の向上につながっていると思う。いい体験をしてもらうことが次につながると思う。

[市民の取組]

日常でのあいさつや声かけに努め、地域におけるふれあいを積極的に実践しましょう。地域に関心を持ち、地域の交流活動に積極的に参加しましょう。

親、学校の先生、地域の人が手本になり、地域での助け合いの教育に努めましょう。

地域でのボランティア活動への参加を呼びかけ、高齢者や障がいのある人とふれあうことで思いやる気持ちを醸成しましょう。

高齢者や障がいのある人、外国人に対する理解を深めましょう。

[地域の取組]

地域でのあいさつ運動を推進し、ふれあいのある地域づくりを進めましょう。

地域行事をはじめとする地域住民が、参加しやすい交流活動を活発に行いましょう。

地区コミュニティや自治会や老人クラブ、ボランティアにおける活発な世代間交流を推進しましょう。

地域の人が、交流できる機会づくりを推進しましょう。

地域活動における性別役割分担意識を解消しましょう。

地域の外国人に対する理解を広めましょう。

[社会福祉協議会の取組]

学校と協力、連携しながら体験を通じた福祉教育の充実を図ります。

「社協だより」や社協ホームページにおいて、ボランティアや市民活動団体などの活動を掲載し、福祉のこころを育むための啓発活動に取組みます。

[行政の取組]

地域でのあいさつ運動を一層、普及啓発します。

地区コミュニティや自治会などが行う、子どもたちや高齢者などとの世代間交流を通して、福祉の心の育成を図れるよう支援します。

地域の子どもに対して、さまざまな福祉体験機会を提供し、福祉に対する意識・関心を高めます。

学習や啓発を通じて、家庭や地域における男女共同参画の実践を促進するとともに、安心して仕事と家庭を両立できる環境の整備に努めます。

外国人と日本人との相互理解の向上と交流を図ることにより、多文化共生に係る意識の醸成に努めます。

地区コミュニティや自治会、学校、社会福祉協議会、地域の事業者などとの連携により、各種啓発活動や人権教育の充実、さらには地域における多様な市民の交流・ふれあい機会の充実により、障がいの特性、高齢者の不自由さなどの理解を深め、心のバリアフリーを促進します。

だれもが相手の立場に立って考えることができるよう、学校教育や社会教育における福祉教育を推進します。

障がいのある人、ない人がともに暮らすことができる共生社会（インクルーシブな社会）の実現のため、その理念の普及と啓発を図ります。

インクルーシブな社会 障がいのある人とない人など、分け隔てなく人と人が人と社会がつながっていく形を目指す社会

(2) 健康づくり・生きがいくくり

[現状と課題]

誰もが住み慣れた地域で、生き生きと暮らすためには、健康で生きがいを持って暮らすことが大切です。

本市は三重県の自治体として初めて、健康都市連合及び同日本支部に加盟しており、健康都市という考え方を取入れて、市民の健康に関する課題への取組を強化し、市民と行政が一緒になった健康なまちづくりを進めています。

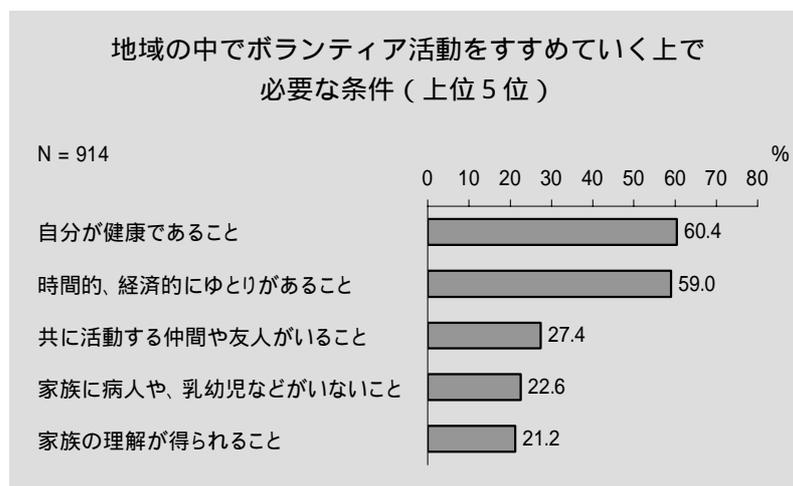
一方、団塊の世代の定年退職を契機に、高齢者が急激に増加するなか、安心して健康で快適な日常生活を送ることができる地域社会が求められています。

本市では、健康手帳の交付や総合保健福祉センター「あいあい」を中核とした健康づくり活動を進めています。

アンケート調査では、地域の中でボランティア活動をすすめていく上で必要な条件として、「自分が健康であること」が上位に挙げられています。

今後、市民の健康づくりに対する意識をより高め、主体的な健康づくり活動を促進する必要があります。そのためには、健康に関する意識が地域に広がり、健康文化として一人ひとりに根付いていく仕組みの構築が求められます。

すべての市民がいつまでも元気でいられるよう、市民同士の交流や活動の機会を通じて、心身ともに健康に暮らせる環境をより一層整える必要があります。



地域の関係団体における意見等

- ・地域での助け合い・支え合いを進めるためには、健康が重要である。
- ・会員自身が楽しく、負担がないように参加することが重要である。お金がかからず、楽しくなれることが生きがいにつながると思う。
- ・ボランティアは自分の生きがい、相手への生きがいにもつながる。そういった部分がやりがいとなる。

[市民の取組]

市民が自らの健康について意識を高め、自分に適した健康づくりを主体的に取り組ましましょう。

[地域の取組]

地域における健康づくり活動やウォーキングイベントの開催などを展開しましょう。

健康づくり活動を地域文化として捉え、積極的に取り組ましましょう。

シルバー人材センターの活用を推進しましょう。

障がいのある人の就労機会の提供に努めましょう。

「総合型地域スポーツクラブ」の設立準備を進めていく中で、地域住民が参画しましょう。

[社会福祉協議会の取組]

地域のふれあい・いきいきサロンの常設化を支援し、いつでも生きがいづくり活動がしやすい環境づくりをめざします。

[行政の取組]

地域での健康づくり活動を根付かせるための鍵となる人材を育成するため、リーダー育成健康教室を充実します。

健康文化のまちづくりを進めることにより、食育や健康づくりに取り組む市民を支えられる地域社会をめざします。

市民の自発的な活動に対して、健康づくりの場の提供や組織運営に対する支援などを行います。

地域の組織が中心となったコミュニティでの健康づくり活動などを支援します。

福祉委員会が取り組んでいる高齢者の生きがいづくりや健康の増進等を中心とした福祉サービス活動の支援を行います。

総合型地域スポーツクラブ 正式には「総合型地域スポーツクラブ」という。地域住民の主導で運営されるスポーツクラブで、世代を超えて複数の種目を楽しめ、初心者から上級者まで誰でも参加できることが目的である。

地区コミュニティセンターやふれあい・いきいきサロン、子育てサロン活動を拠点として、健康づくり活動や介護予防生きがいづくり活動を推進します。

高齢者の就労を通じた生きがいづくりを支援できるよう、亀山市シルバー人材センターへの支援を行い、高齢者に対する就労の場の確保に努めます。

障がいのある人の経済的自立や社会参加を促進するため、労働、福祉関係機関や事業所などと連携を強化し、就労機会の拡大に努めます。

高齢者の社会参加や生涯学習、スポーツ・レクリエーション活動を通じた生きがいづくり、健康増進等を進めるとともに、高齢者同士の地域での見守りや支え合いを進めるため、老人クラブ活動を支援します。

子どもから高齢者まで、地域の誰もが気軽にスポーツに親しむことができるよう、「総合型地域スポーツクラブ」などの地域が主体的に取り組むスポーツ活動を支援します。

(3) 地域福祉の担い手の育成

[現状と課題]

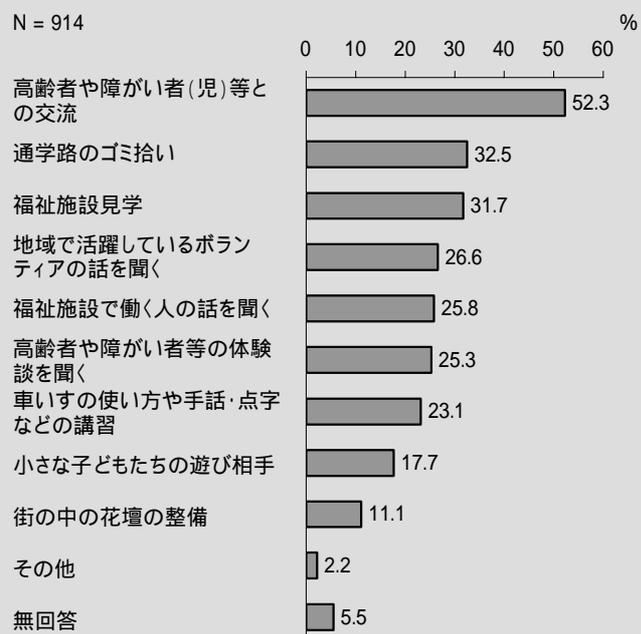
地域福祉の推進にあたっては、市民一人ひとりの取組が必要であることは言うまでもありません。そのためには、多くの市民が、地域福祉に関心を持ち、活動に参加してもらえよう、情報提供や研修の機会を充実し、活動を行う人材の育成が重要です。本市においては、福祉委員制度により、各地域で福祉委員が活動しています。

アンケート調査では、「高齢者や障がい者（児）等との交流」や、「地域で活躍しているボランティアの話聞く」ことなどを学校での福祉教育に取込むことが求められています。

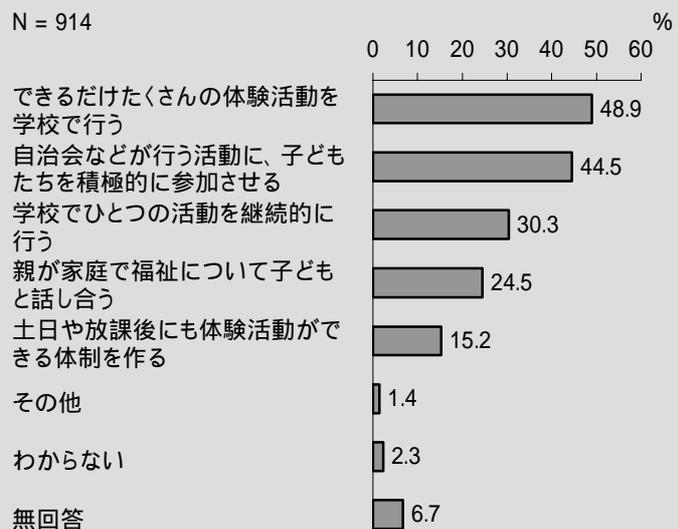
また、子どもたちの福祉の心を育むために必要な取組としては、「できるだけたくさんの体験活動を学校で行う。」「自治会などが行う活動に、子どもたちを積極的に参加させる。」の割合が高くなっています。そのため、学校での福祉教育を充実し、地域福祉の担い手となる人材育成が求められています。

さらに、地域の声を反映できる体制づくりを進めるため、民生委員・児童委員や福祉委員をはじめとした地域福祉を推進するリーダーとなる担い手の発掘や育成が必要です。

学校の中で福祉教育を取り入れると有効だと思うこと



子どもたちの福祉の心を育てるために必要な取組



地域の関係団体における意見等

- ・ボランティアに関する勉強会や教室等を開催してほしい。
- ・声をかけると、ボランティアに参加してもらえる人も多い。また、きっかけは、強制的な面があっても、実際に入ると続けてもらえる場合もある。
- ・学生や若い親などは就職や出産を機にやめてしまう場合が多いが、学生のころからやっている人の中には、福祉に関する就職をしている人もいる。
- ・小中学校でのボランティア体験や学生時のボランティア経験から、福祉に関する職場に就職している場合もある。

[市民の取組]

地域福祉活動の人材育成のための講座などへ積極的に参加しましょう。

[地域の取組]

地域福祉活動を担うリーダーを発掘、育成しましょう。

ボランティア講座やリーダー養成研修などへの参加を呼びかけましょう。

福祉のこころを育てるため、福祉教育の場を充実しましょう。

福祉委員会の市内全域への設置を促進し、小地域ネットワーク活動を普及しましょう。

[社会福祉協議会の取組]

福祉委員会を設置し、地域の中の高齢者や障がいのある人、子育て中の親子などを支援します。

ボランティア講座やリーダー養成研修などを実施します。

[行政の取組]

関連機関、団体と連携して、福祉活動リーダーや実践者を育成するための講座や研修会などの開催を推進します。

学校などにおける福祉教育などを通して、将来、地域福祉を推進する人材を育てる教育を充実します。(再掲)

社会福祉協議会と連携して、福祉委員会の設置を支援します。また、ふれあい・いきいきサロン、子育てサロン活動を通じて、地域福祉を推進する人材の発掘を行います。

地域での健康づくり活動を根付かせるための鍵となる人材を育成するため、リーダー育成健康教室を充実します。(再掲)

(4) ボランティア活動の推進

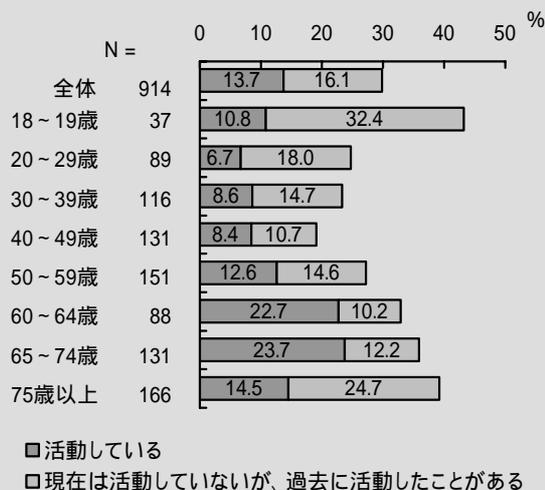
[現状と課題]

近年、ボランティアなどへの関心が高まり、市内にも多くのボランティア団体やNPO団体が活動しています。本市においては、社会福祉協議会を中心にボランティアの育成や活動のコーディネートを行っています。また、清掃活動や各種行事の運営など、個々人のボランティア活動が盛んです。

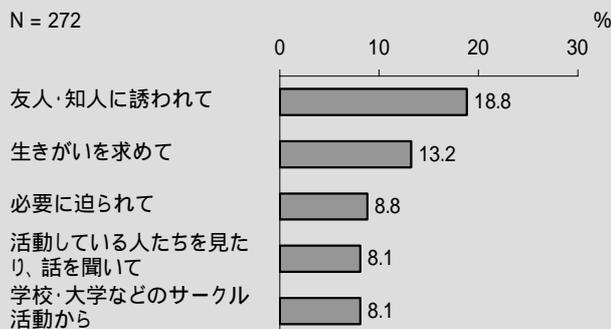
アンケート調査では、ボランティア活動をしたことのある人の割合は約3割ですが、「今後活動したい。」と答えた人の割合も約3割で、特に60歳前後の団塊世代では約4割となっており、潜在した参加希望者が多くいることがうかがわれます。また、ボランティア活動を始めたきっかけは、「友人・知人に誘われて」、「生きがいを求めて」が多くなっています。一方、ボランティア活動をしていない理由は、「仕事が忙しい」、「体調がすぐれない」の割合が高くなっています。

そのため、市民のボランティア精神を醸成していく中で、無理なく、自分がやれる範囲で参加することを普及啓発するとともに、ボランティア活動へのきっかけづくりが必要です。また、新しいライフスタイルを導き出し、生きがいづくりや社会参加を地域全体で考えていくことが必要です。そして、活動へのニーズとボランティア活動とのコーディネートを強化し、活動しやすい環境づくりを推進する必要があります。

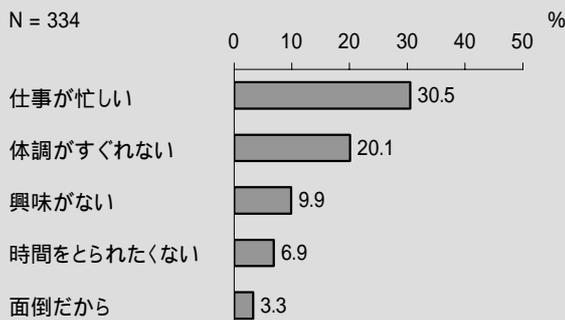
ボランティア活動の経験



ボランティア活動のきっかけ（上位5位）



ボランティア活動しない理由（上位5位）



地域の関係団体における意見等

- ・今後、団体の中で介護等のボランティアについて学び、助け合い・支え合いについて勉強したい。
- ・会員に若い人が定着せず、高齢化が進んでいる。
- ・ボランティア活動のPRをしていくことが重要である。
- ・団体のミーティング等を行う場がほしい。
- ・活動をする中で、負担が大きいため、様々なボランティアをお願いしなければならぬ。
- ・会員が少ないため、ボランティアの依頼を受けても、できない場合がある。会員をもっと増やす必要がある。
- ・支援を必要とする人とのコーディネート機能を強化する必要がある。ボランティアを毎日コーディネートできる人がいない。
- ・ボランティア講座等を受講後、活動につながるような仕組みが重要である。
- ・活動の運営やスタッフの集め方など、団体への指導をしてほしい。
- ・有償的なものなどの仕組みづくりが必要である。

[市民の取組]

ボランティア活動に積極的に参加しましょう。

ボランティアに必要な知識を身につけるため、研修などに参加しましょう。

[地域の取組]

多くの市民がボランティア活動に参加しやすい環境をつくりましょう。

地域でどのようなボランティアが必要なかを把握しましょう。

あらゆる世代が興味を持てるように、ボランティア活動の啓発を企画しましょう。

福祉施設においては、積極的にボランティアを受け入れましょう。

[社会福祉協議会の取組]

ボランティアを育成するため、各種ボランティア養成講座、シニアボランティアスクール¹を開催します。

ボランティアセンターは、行政と協力連携し、ボランティアの情報の収集・提供・交流、相談・連絡調整を行います。

「社協だより」や社会福祉協議会ホームページを活用しながら、ボランティア活動などを積極的に紹介します。

ボランティアポイント制度²の活用について、調査研究を行います。

[行政の取組]

「広報かめやま」やホームページなどにより、ボランティアなどに関する各種情報を提供します。

ボランティア・市民活動への参加が促進できるよう支援します。

団塊の世代の生きがいづくり、居場所づくりとして、定年退職した人が、地域福祉の担い手としてその力を発揮できる環境づくりへの支援をします。

ボランティア・市民活動団体との協働について、市のあらゆる部署での推進を図ります。

ボランティアポイント制度など、ボランティアのあり方を検討し、福祉関係事業所や社会福祉協議会等と連携しながら、地域でボランティアが活発に行われる仕組みづくりを研究します。

1 シニアボランティアスクール 団塊の世代や定年退職された方、子育てが一段落された方を対象に、ボランティアに関心を深めていただくことを目的に開講する講座。

2 ボランティアポイント制度 ボランティア活動をしている人や、これからボランティアを始める人に、活動の実績に応じてポイントを発行するというもの。

ボランティア活動を始める"きっかけ"や活動継続への"励み"としてこの制度を利用することにより、ボランティア活動の更なる促進につなげることを目的としている。

2 安心してサービスを利用できる環境づくり

(1) 情報提供の充実

[現状と課題]

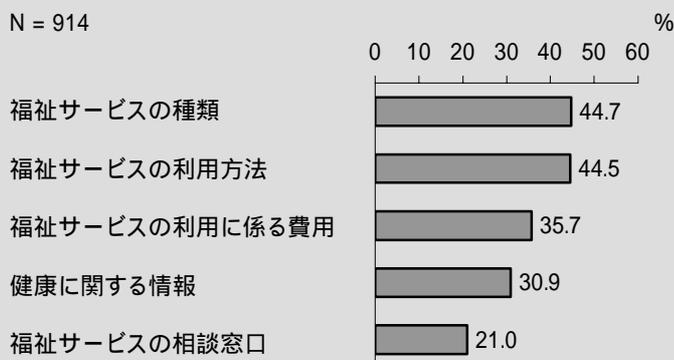
社会福祉の制度改革が目まぐるしく行われる中で、常に最新の福祉情報を提供することはますます重要なこととなっています。

本市においては、「広報かめやま」をはじめ、さまざまなメディアを活用し、福祉サービスや地域活動に関する情報提供に努めてきました。

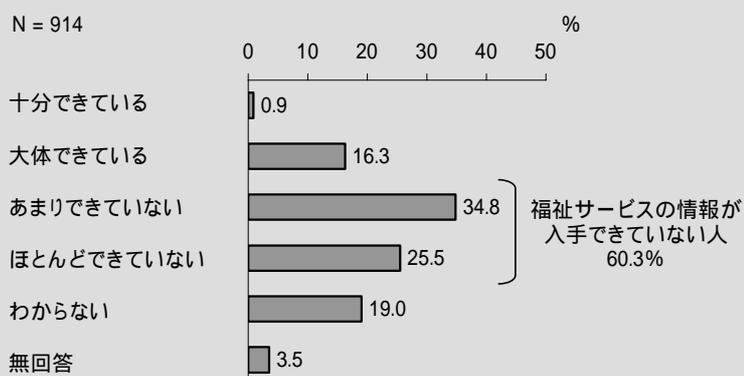
アンケート調査では、福祉サービスの種類、利用方法、利用に係る費用、健康に関する情報を求める人が多い一方、福祉サービスの情報入手に関して、「あまりできていない」、「ほとんどできていない」の回答を合わせると6割を超えて、情報入手が上手くできていない、と回答しています。

また、福祉サービスの情報入手経路は、「市の広報紙」の割合が最も高く、次いで「自治会の回覧」となっており、広報紙の役割が大きくなっています。

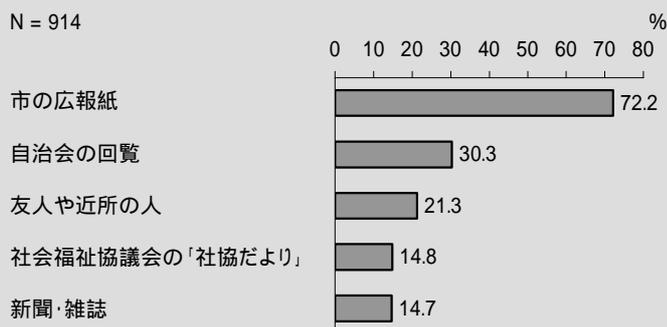
得たい福祉に関する情報（上位5位）



福祉サービス情報の入手状況



福祉サービス情報の入手手段（上位5位）



そのため、広報紙などによる情報提供を一層充実する必要があります。また、アパートなどの入居者をはじめ、地域のすべての世帯に情報が提供されるようにする必要があります。さらに、制度の変化が著しい中で、身近な相談機関の周知を徹底するとともに、福祉に関する総合相談窓口を担う総合保健福祉センター「あいあい」において、最新の福祉サービスに関する情報提供の充実に努める必要があります。

地域の関係団体における意見等

- ・団体の活動について、支援が必要な人に対して情報が届くよう、広報ができるとよい。また、行政や保健・福祉・医療従事者の方にも活動内容を理解してほしい。
- ・サロンなど、ふれあいの場を通じて相談や情報交換をしたい。
- ・高齢者や障がい者などの法律も大きく変わってきているため、情報提供や施設の活用なども柔軟に対応してほしい。

[市民の取組]

福祉の各種制度への関心を高めましょう。

必要に応じ、福祉の各種制度を活用しましょう。

広報紙や回覧板などから積極的に日常の暮らしや福祉の情報を収集しましょう。

[地域の取組]

民生委員・児童委員や福祉委員、ボランティアなどを通じ、福祉サービスの情報を提供しましょう。

老人クラブや地区の集まりなど、機会あるごとに福祉サービスについてPRしましょう。

民生委員・児童委員をはじめ、地域で相談支援活動を行っている人の周知を図りましょう。

介護、福祉、医療サービス提供事業所は、わかりやすくサービスに関する情報提供を行いましょう。

的確な情報を得るため、行政などへ出前講座を申し込みましょう。

[社会福祉協議会の取組]

社協だよりやホームページなどを一層充実し、福祉サービスの情報を提供します。

[行政の取組]

「広報かめやま」やインターネット、メディアを活用した情報提供を充実します。(再掲)

地域の身近な相談者である民生委員・児童委員や福祉委員の周知や各種相談窓口を広く紹介し、生活全般にわたる様々な相談ニーズに対応します。

地区コミュニティセンターやふれあい・いきいきサロン、子育てサロン活動を通じて、情報提供を行います。

市民団体からの申し込みにより、かめやま出前トークを実施し、わかりやすい情報提供を図ります。

サービスなどの情報が行き届くよう、支援を必要とする人に直接かかわる民生委員・児童委員、介護支援専門員(ケアマネジャー)、ボランティア、NPO法人などの市民活動団体、事業者、医療機関などにも福祉情報を提供していきます。

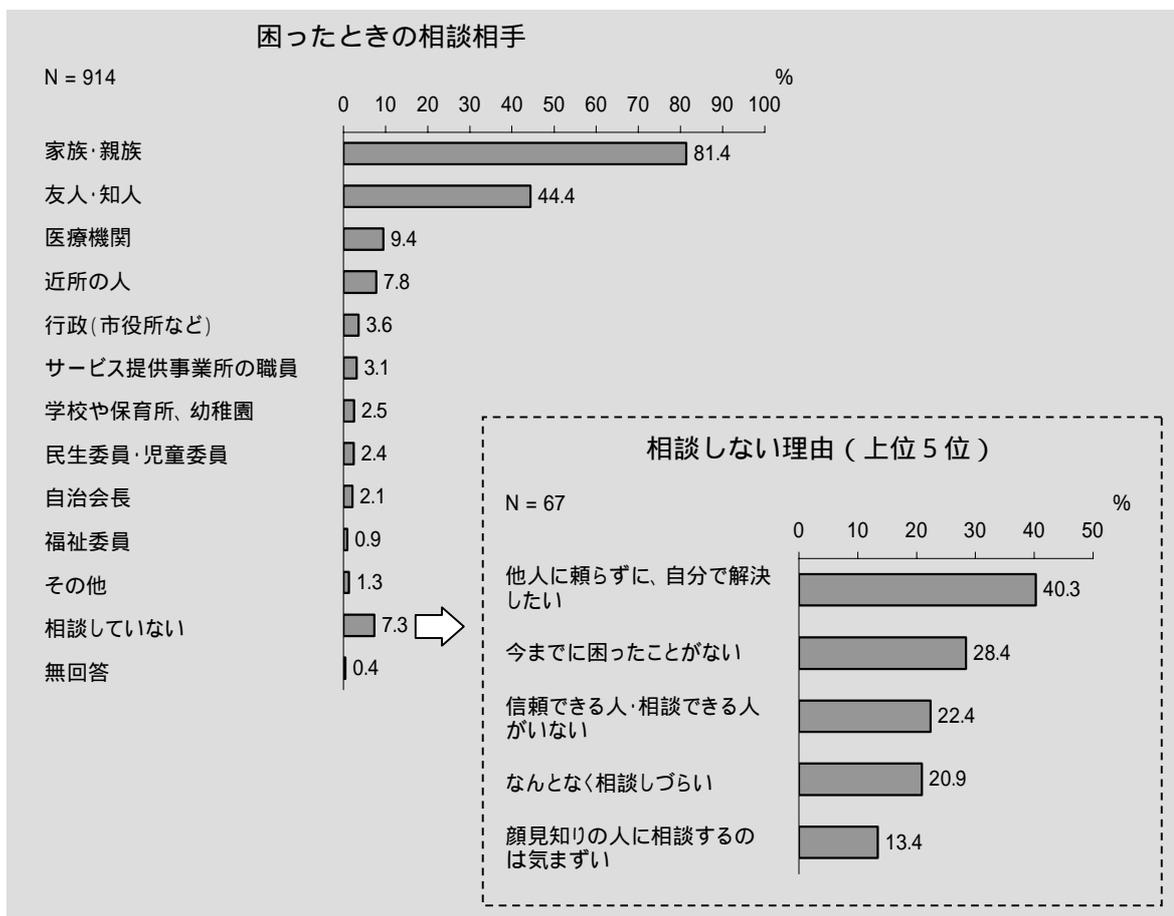
介護支援専門員(ケアマネジャー) 介護保険制度において、在宅や施設で自立したその人らしい生活が送れ、介護保険サービスや公的な福祉サービス、地域のボランティアなど社会資源を活用した介護サービス計画を立て、それぞれのサービスの連絡調整を行う専門職。

(2) 福祉サービスの向上と相談体制の充実

[現状と課題]

地域に潜在している、さまざまな生活上の問題を解決し、支えていくために福祉サービスがあります。本市においては、総合保健福祉センター相談窓口において、さまざまな相談対応に努めてきました。また、関係事業者などと連携し、健康づくりや各種福祉サービスの提供を行っています。

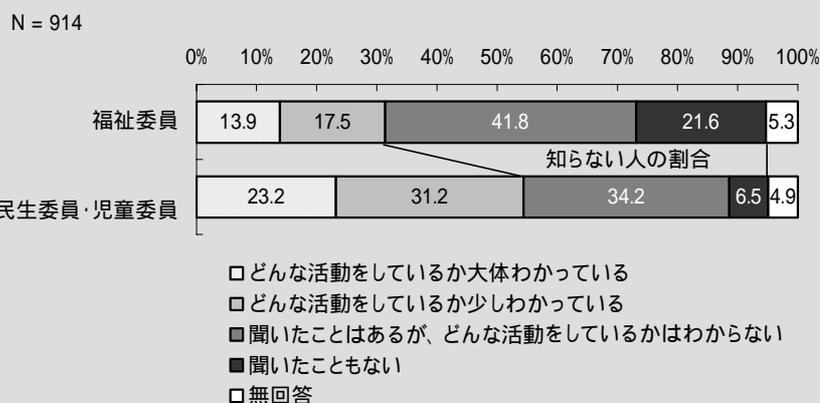
アンケート調査では、困ったときの相談相手は、家族・親族以外では、友人・知人が多く、近所の人、民生委員・児童委員、自治会長など地域の割合がかなり低くなっています。また、困ったときに相談しない人の理由で、「なんとなく相談しづらい」、「信頼できる人・相談できる人がいない」がそれぞれ2割を超えており、相談しやすい環境づくりが求められています。



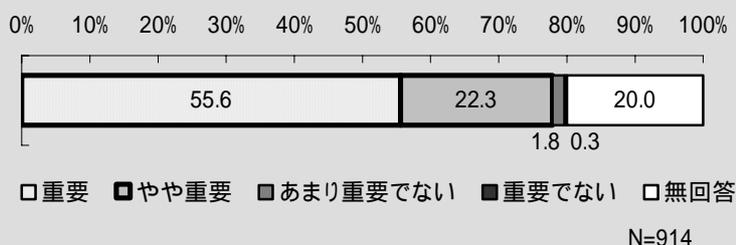
身近な相談窓口でもある福祉委員の活動について、知らない人の割合が6割を超えており、民生委員・児童委員の活動については、知らない人の割合が4割を超えています。在宅福祉サービスに関しては、重要と考えている人が約8割となっている一方、不満を感じている人が約3割となっています。また、社会福祉協議会に対して望むこととして、「社会福祉に関する総合的な相談・援助活動」の割合が45.5%と最も高くなっています。

在宅福祉サービス 要援護者を居宅において援助するための各種の福祉サービス。

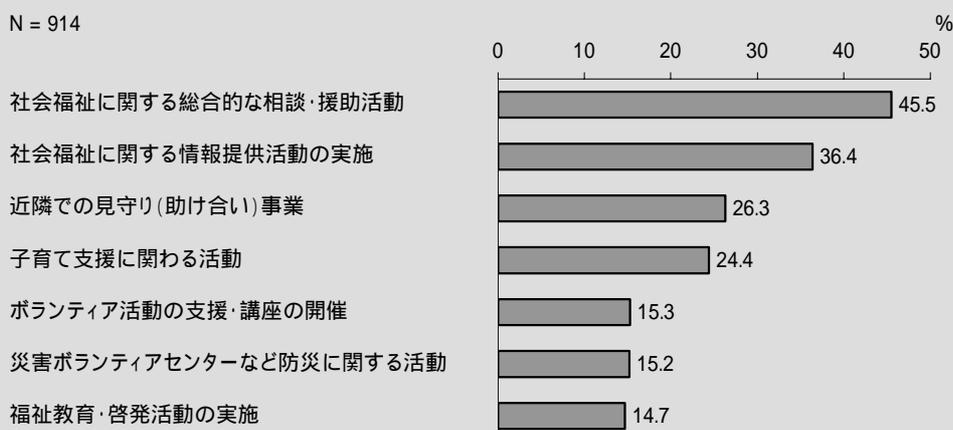
福祉委員、民生委員・児童委員の周知状況



「在宅福祉を支えるサービスの充実」の重要度



社会福祉協議会に望む事業（上位7位）



相談については、市の総合相談窓口への直接相談や保育所・幼稚園・小中学校などを通じて各種相談に応じており、関係機関の連携により支援に努めています。

また、近所の住民、自治会長及び民生委員・児童委員との関わりが希薄になっているのが現状であり、地域においては民生委員・児童委員や福祉委員の役割分担を明確にし、地域住民への周知が必要です。そして、民生委員・児童委員と緊密な連携協力を行うなど行政と地域が一体となった相談体制の充実が求められます。

自立生活が困難な人たちが、住み慣れた地域で暮らし続けるためには、在宅支援サービスの一層の充実や移動手段の確保、高齢者医療の充実、適切なサービスを利用するための仕組みや環境づくりが必要です。

地域の関係団体における意見等

- ・高齢者のみ世帯なども増えており、ちょっとした買い物、病院へ行くなどの対応も必要である。
- ・民生委員・児童委員等のPRも必要だと思う。認知度をあげないとだめである。
- ・移動手段がないと、閉じこもりになってしまったりするため、移動支援が重要である。
- ・支援をつなぐことが重要であり、行政や関係機関との連携を強化したい。

[市民の取組]

福祉サービス利用者のニーズを、福祉サービス提供事業者や行政などへ連絡しましょう。

近所の人による自主的な見守り活動などを通じて、困っている人などを把握した時には、民生委員・児童委員や地域包括支援センターなどへ報告しましょう。

各種相談窓口を有効に活用しましょう。

[地域の取組]

福祉サービスを提供する事業者は、利用者の声に耳を傾け、利用者主体のサービスの提供に努めましょう。また、第三者委員の設置や自己評価の実施に努めるとともに、サービスに対する苦情と解決についての情報の公開に努めましょう。

地域において健康づくりや介護予防に関する取組を実施しましょう。

民生委員・児童委員をはじめとする地域福祉活動者との連携を図りながら、相談事項を早期に発見するための見守りネットワークを構築しましょう。

地域での子育て支援を充実しましょう。

外出が困難な人に対する移動を助けるコミュニティ・ビジネスなど、地域で支え合うための仕組みを考えましょう。

[社会福祉協議会の取組]

民生委員・児童委員、ボランティアをはじめとする地域住民による活動を支援するとともに、個別の相談があった場合には、その内容に応じた適切な相談機関へ確実につなぎます。

介護事業や障がいのある人への在宅支援サービス事業を行い支援します。

誰もが地域でともに暮らすために、さまざまな福祉サービスや福祉活動の広報啓発を行うとともに、在宅福祉サービスの充実を図ります。

生活困窮者に対して、必要な資金を貸し出し、安定した生活を確保するための相談支援を行います。

[行政の取組]

高齢者が個々の状態に応じた支援を受けられるよう、地域包括センターを核として、保健・医療や地域との連携を強化しながら、地域包括ケアの充実を図ります。

総合保健福祉センター「あいあい」を核とした相談体制の強化を図ります。

身近な相談者でもある民生委員・児童委員や福祉委員の周知や各種相談窓口を広く紹介し、生活全般に渡るさまざまな相談ニーズに対応します。(再掲)

医師や専門の相談員による子どもの健全育成のための相談を行います。

子育てやDV¹などに悩む人を対象に、家庭相談員・女性相談員が相談支援を行います。

健康な高齢者の健康づくりを推進し、介護予防につなげます。また、要介護となる恐れのある高齢者を把握するとともに、通所型介護予防事業(運動・栄養・口腔)などを行います。

ひとり親家庭やひとり暮らし高齢者などの要援護者²に対する生活支援や訪問相談などを充実します。

地域医療再構築プランを実践し、地域医療の充実をめざします。

国の制度の適切な運用を図り、生活困窮者の支援を行います。

1 DV(ドメスティック・バイオレンス) 同居関係にある配偶者や内縁関係の者、また両親、子、兄弟姉妹、親戚などの家族や親族などから受ける家庭内暴力。なお、同居の有無を問わず、元夫婦や恋人など近親者間に起こる暴力全般を指す場合もある。また、単に身体的な暴力にとどまらず、暴言や無視などの精神的暴力や「生活費を渡さない」「行動を制限する」などの社会的暴力も含む。

2 要援護者 高齢者や障がい者、乳幼児や妊産婦の人など、何らかの支援が必要な人。

(3) 権利擁護の充実

[現状と課題]

判断能力が不十分な高齢者や障がいのある人など、市民一人ひとりの人権が保障され、必要な支援が受けられる環境づくりが求められています。

本市においては、人権啓発に向けたさまざまな取組を行うとともに、成年後見人制度¹の助成に取り組んでいます。

こうした中で、今後においても、人権尊重に向けた取組を推進するとともに、関係機関との連携により、児童や高齢者などの虐待やDVの早期発見などの体制を強化する必要があります。また、成年後見制度や地域福祉権利擁護事業²などの制度の周知を図るとともに、関係機関との積極的な情報交換を行い権利擁護の普及の促進が必要です。

児童虐待³やDV対応については、人権尊重に向けた取組を行うとともに、関係機関と連携し、高齢者や障がい者、子どもの虐待やDVの早期発見・早期フォローの体制を強化する必要があります。

地域の関係団体における意見等

- ・地域での助け合い・支え合いを進めるためには、相手の立場を理解し尊重することが重要である。

[市民の取組]

支援を必要としている人などの情報について、関係機関に連絡しましょう。

虐待の通報義務を理解し、実施しましょう。

市民一人ひとりが人権尊重の心を育み、人権意識に根ざした行動に努めましょう。

[地域の取組]

福祉サービスを提供する事業者は、利用者の利益と、基本的人権を尊重しましょう。

地域住民が人権尊重の心を育み、人権意識に根ざした行動ができるような学習機会を設けましょう。

- 1 成年後見制度 判断能力が不十分な方について本人の権利を守る援助者を選ぶことで、本人を法的に支援する制度。
- 2 地域福祉権利擁護事業 認知症や知的障がい・精神障がい等により、日常生活を営むのに支障がある方に対し、ご本人との契約により、日常生活の範囲内で、福祉サービスの利用に関する相談・助言や、手続き・支払い等の援助を行うもの。
- 3 児童虐待 親（または保護者）によって子どもに加えられた行為で、子どもの心身を傷つけ、健やかな成長・発達を損なう行為。虐待のタイプは身体的虐待、ネグレクト、性的虐待、心理的虐待の4つに分類されるのが一般的だが、実際のケースは複数のタイプが混在していることもある。

[社会福祉協議会の取組]

地域包括支援センター、障害者総合相談支援センターと連携し、高齢者、障がいのある人など、判断能力が不十分な方に地域福祉権利擁護事業などを行い、支援します。

地域福祉権利擁護事業の周知と充実を図ります。

[行政の取組]

市民及び職員の人権尊重の意識づくりに努め、人権感覚を高めるとともに、子どもから高齢者まで人権教育を推進します。

児童虐待防止に携わる関係機関及び地域住民などに対し、一層の啓発を行います。

児童虐待やDV対応については、人権尊重に配慮し慎重な取り扱いに努め、関係機関との連携により、早期発見、早期フォローの体制を強化します。

地域包括支援センターを核として、高齢者や家族に関する総合的な相談・支援や高齢者の権利擁護・虐待の早期発見などを行います。

認知症高齢者や知的・精神障がいなどにより、日常生活での福祉サービスの利用や、金銭管理等に不安が生じた者に対し、地域福祉権利擁護事業の利用方法の周知など情報提供に努めます。

判断能力の低下した高齢者や障がいのある人の生活支援を図るため、成年後見制度の利用を支援します。

人権に関わる関係団体と連携を図り、人権意識を育む取組を横断的に推進します。

市民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない明るい社会を築こうとする“社会を明るくする運動”を推進します。

3 地域での助け合い・支え合いの仕組みづくり

(1) 地域活動の充実

[現状と課題]

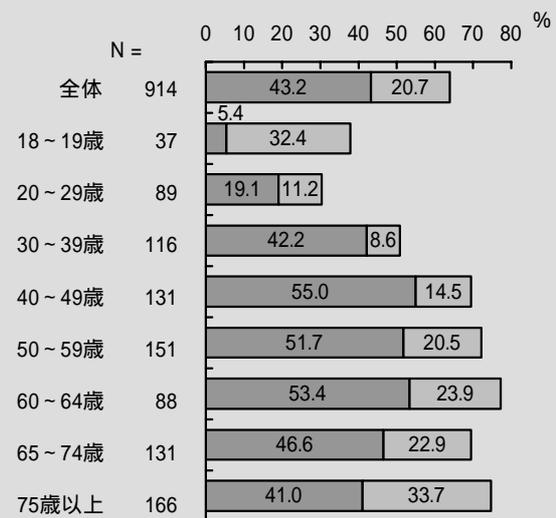
少子高齢社会が進展し、市民の生活様式が多様化するなかで、核家族化が進み、ひとり暮らしの高齢者が増えています。また、地域での交流が少なくなり、地域の暮らしの中で、不安を感じることも多くなっています。地域では、さまざまな人が生活しており、それぞれの抱える課題も多様になっています。

本市においては、各地域で、自主的な地域活動が活発に行われています。また、市民、行政の協働によるさまざまな取組も行ってきました。

アンケート調査では、地域活動に参加している人は4割を超えており、うち積極的に参加している人が3割強、ときどき参加している人は4割弱となっています。しかし、20歳代など若年層の参加が少ないことが課題となっています。

また、地域活動のうち、自治会活動、地区コミュニティ活動の割合が大勢を占めています。そして地域活動への参加目的は、「地域をよりよいものにしたい」、「隣近所とのふれあいを求めて」の割合が高く、地域づくり、近所との交流が主なものとなっています。地域活動に参加したことのない人の割合が約3割であり、参加していない理由は、「割り当てがある時だけ参加している」、「仕事などの都合で機会がない」の割合が高く、地域活動に今後も参加しない人の理由は「時間をとられたくない」、「面倒だから」の割合が高くなっています。

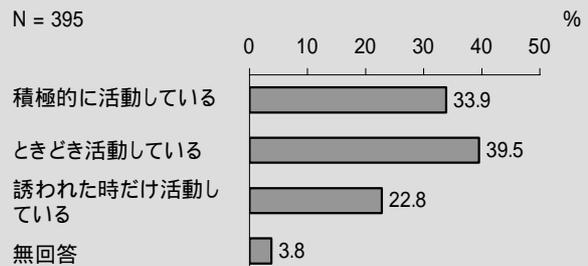
地域活動の活動状況

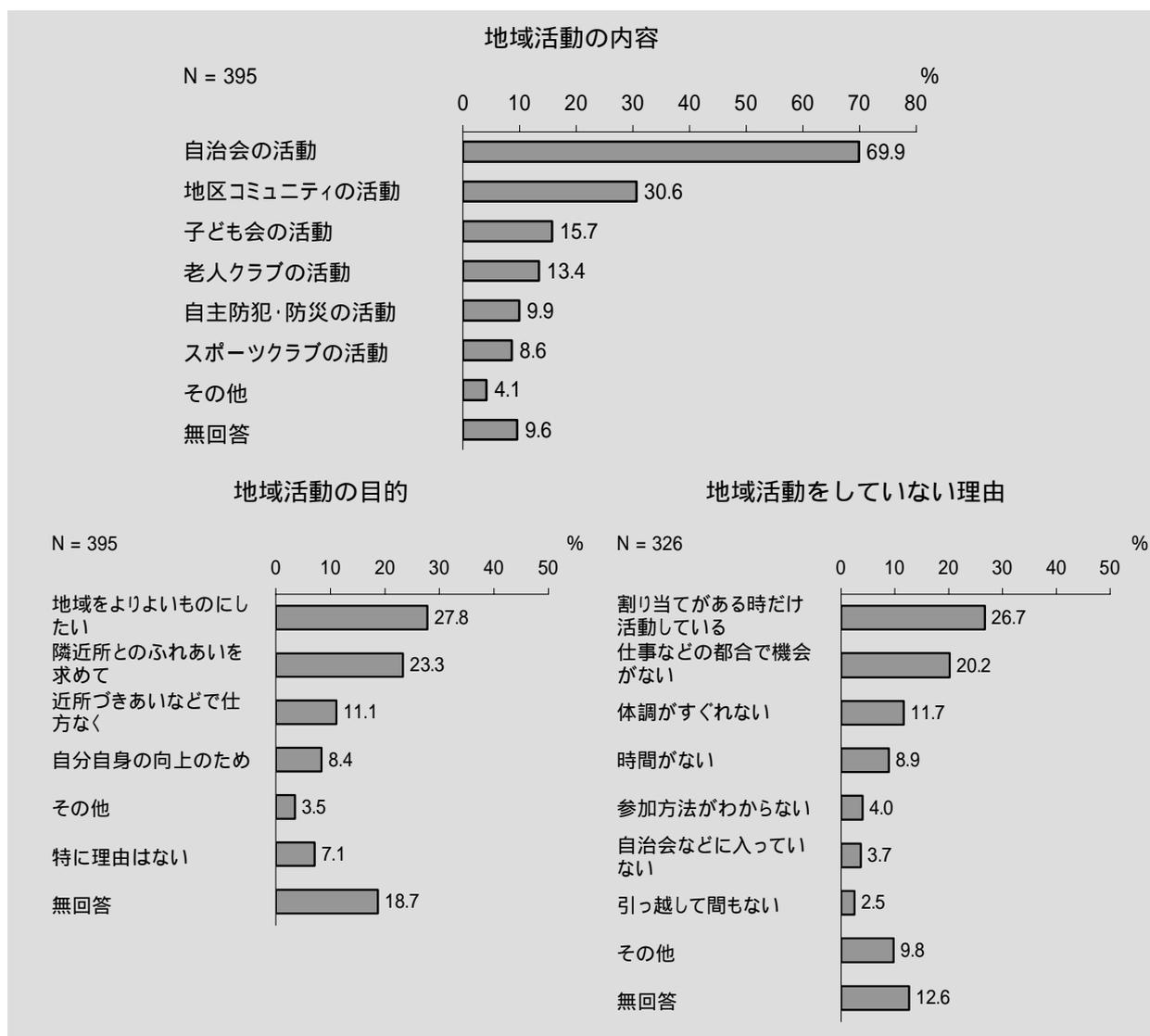


■ 活動している
□ 現在は活動していないが、過去に活動したことがある



地域活動の活動程度





そのため、コミュニティ活動への参加を促進するとともに、地域行事などを通じて、交流の機会の充実を図る必要があります。また、地域活動の盛んな地域をモデル地区として、その活動を他の地域に広めるなど、地域におけるネットワークの強化を図る必要があります。その中で、地域福祉の推進役としての自治会、民生委員・児童委員や福祉委員をはじめとする地域福祉活動者との連携強化が求められています。

地域の関係団体における意見等

- ・ 地区コミュニティセンターで、高齢者が気軽に集まる場があるとよい。
- ・ コミュニティの行事に、できる限り協力することが重要である。

[市民の取組]

地域活動や地域のイベントへ積極的に参加しましょう。

地域活動組織の活動に積極的に参加しましょう。

民生委員・児童委員や福祉委員の活動を理解し、協力をしましょう。

[地域の取組]

地区行事を積極的にPRし、参加を呼びかけるようにしましょう。

気軽に参加できるイベントなどを実施しましょう。

地域の人々が気軽に集まれる場として、地区コミュニティセンターなどの利用を促進しましょう。

地域で、高齢者と若い人が世代を超えて楽しく過ごせるサークルを作るなど、交流の場を設けましょう。

組織・団体の役割分担をし、各人の仕事の負担を減らしていくように努めましょう。

退職後、スムーズに地域の活動に参加できる仕組みづくりを進めましょう。

地域におけるネットワークの強化により、高齢者の孤立化や所在不明者など無縁社会を防ぎましょう。

地域住民がお互いに支え合う「小地域ネットワーク活動」を推進しましょう。

[社会福祉協議会の取組]

民生委員・児童委員、福祉委員やボランティアをはじめとする地域福祉活動者を対象とした研修の充実を図り、活動事例などを紹介しながら、それぞれの役割の理解と連携を深めるための支援を行います。

地域住民がお互いに支え合う「小地域ネットワーク活動」を推進します。

[行政の取組]

亀山市まちづくり基本条例や亀山市協働の指針に基づき、市民の行政との協働を進めます。

自治会連合会や地区コミュニティ連絡協議会を通じて、自治会や地区コミュニティの活動を支援します。

民生委員・児童委員、福祉委員や交通指導員、防犯ボランティアなどとの連携を図り、要支援者、生活困窮者の発見や虐待の早期発見、見守り活動を推進していきます。

小地域ネットワーク活動 地域の高齢者や子育て中の親子、障がい者などが孤立することなく、安心して生活できるよう支え合い、助け合う活動。

「亀山市民ネット」や市民活動情報紙「市民活動ニュース」を作成及び配布し、市民活動の情報提供を図ります。

本市におけるコミュニティ・ビジネスの可能性を検討し、普及啓発につなげます。

地区コミュニティで、高齢者、障がい者等で援助を必要とする本人や家族に対し、地域で安心して生活できるよう、「小地域ネットワーク活動」を支援します。

福祉委員制度を充実強化するため、市内全域で福祉委員会が設置できるよう支援します。(再掲)

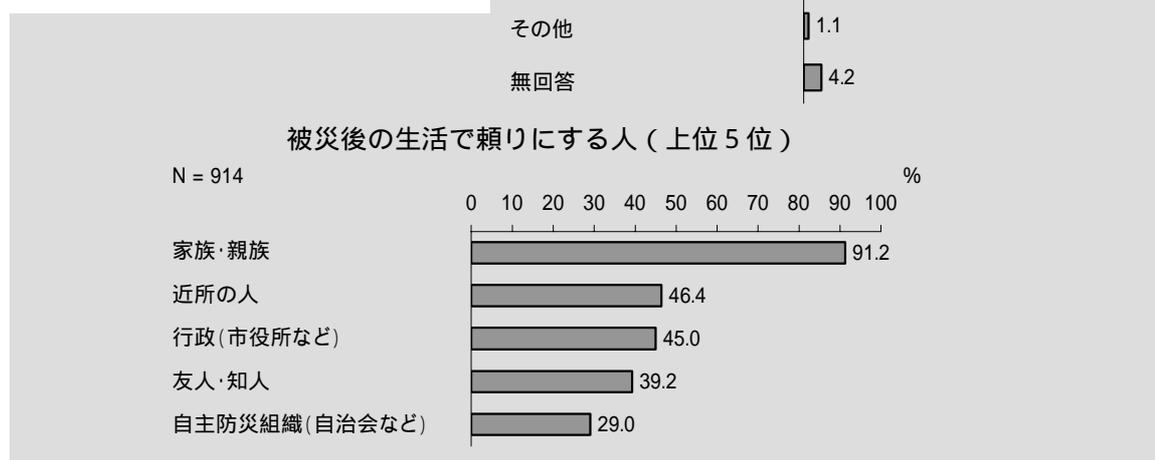
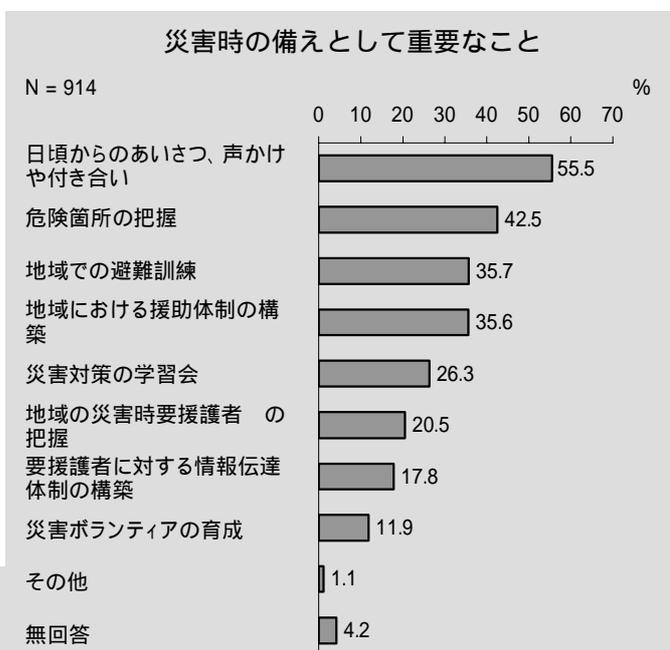
(2) 防災・防犯対策の充実

[現状と課題]

平成23年3月に発生した東日本大震災では、約2万人の死者、行方不明者を出すなど、未曾有の被害をもたらしました。犠牲者の中には、避難行動に支援を必要とする方が多く存在していたことが判明し、大きな問題として認識されています。東海地方においても、東海・東南海・南海地震などの大規模な地震、台風や集中豪雨による風水害の発生が予測され、発生すれば大きな被害を受けることが考えられます。

本市においては、防災訓練の実施や自主防災組織の活動支援を行ってきました。また、地域の防犯活動についても支援を行ってきました。

アンケート調査では、災害時の備えとして、「日頃からのあいさつ、声かけや付き合い」、「危険箇所の把握」、「地域での避難訓練」を重要と考えている人が多く、地域での備えが重要であることがうかがえます。また、被災後の生活で頼りにする人は、「家族・親族」の次に「近所の人」、「行政（市役所など）」となっており、近所の助け合いが大切です。



そのため、地域に保管する災害時要援護者台帳により、万一の災害発生時に的確に支援を求めている人々を把握することが重要です。一方、ひとり暮らし高齢者などの犯罪被害を防止するための取組の充実が必要です。また、地域の住民団体やNPO、ボランティアの連携により、防災・防犯対策を充実する必要があります。

災害時要援護者台帳 災害が発生した際に、家族等の援助が困難で何らかの助けを必要とするたちの名簿登録をしたもの。この名簿を開示し、地域での見守りと、災害が発生した際に支援が得られる仕組みづくりを図る。

地域の関係団体における意見等

- ・ 自主防災活動などで、要援護者に対する見守りをしていけるとよい。
- ・ 個人情報保護法がひとり歩きしている。実態調査を行っても、個人の問題だと一喝されることがある。

[市民の取組]

日頃から災害時の準備をし、緊急時に対する備えをしておきましょう。

緊急時・災害時の安全確認をいち早くできるように努め、救助の必要な人に迅速に対応するようにしましょう。

災害時の安全確保及び応急対策などの情報収集に努めましょう。

地域住民の防災意識、交通安全意識や自分たちで地域を守る意識を高めましょう。

地域の人々が災害時に近隣の人々の安否などを確認する手助けができるようにしましょう。

地域の防犯防災活動、交通安全活動へ積極的に参加しましょう。

[地域の取組]

日頃から地域の人々が災害時に近隣の人々の安否などを確認したり、手助けできるよう、近所の人々の顔が分かり合える地域づくりに努めましょう。

地域と保護者で学区内の安全パトロールを実施し、子どもたちへの声かけや見守りをしていくように努めましょう。

日ごろから、地域住民の連携を深め、緊急時・災害時の連絡体制を確立しておきましょう。

防災訓練など、地域での防犯防災活動を周知しましょう。

自主防災組織による災害時のマニュアルを作成しましょう。

災害発生時には、災害時要援護者台帳により、支援を求めている人に手を差しのべましょう。

[社会福祉協議会の取組]

災害発生時には、要援護者支援のため、災害ボランティアセンターを設置します。

被災地支援のため、災害ボランティア支援センターを設置します。

[行政の取組]

災害時における安全を確保するため、総合防災訓練を実施するとともに、自主防災組織（自治会など）による防災訓練を支援します。

自主防災組織連絡協議会を中心に、災害時における活動の迅速化及び組織の活性化を図るとともに、活動を支援します。

ひとり暮らし高齢者や障がいのある人、要介護高齢者世帯など災害時要援護者の居場所を確認し、その情報を収集し、平常時からの見守りや災害時における支援などを図るため、災害時要援護者支援制度を充実します。

地域における犯罪を防止し、安全で安心して暮せる地域とするため、防犯活動団体による活動を支援します。

(3) 助け合い・支え合い活動の充実

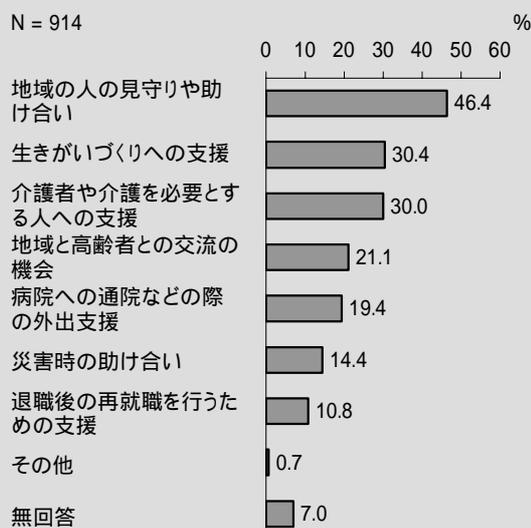
[現状と課題]

福祉ニーズが多様化する中で、地域での助け合いや支え合いは、地域福祉を推進する中で、公的な支援と両輪となる重要な役割を担っています。

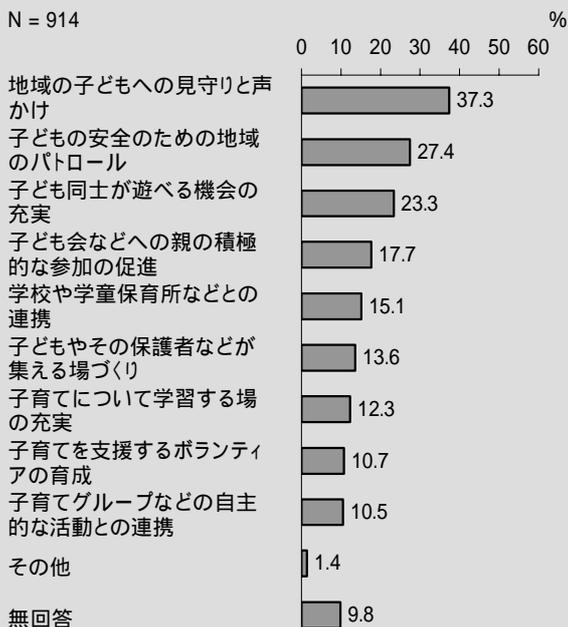
本市においては、市民交流を促進するとともに、助け合いのための仕組みづくりに取り組んできました。

アンケート調査では、高齢者が社会参加しやすいように地域として取り組むべきことについて、「地域の人の見守りや助け合い」、「生きがいづくりへの支援」、「介護者や介護を必要とする人への支援」の順に割合が高い結果でした。また、子育てについて地域として取り組むべきことについては、「地域の子どもの見守りと声かけ」、「子どもの安全のための地域のパトロール」、「子ども同士が遊べる機会の充実」の順に割合が高くなっています。さらに、障がいのある人が社会参加しやすいように地域として取り組むべきことは、「障がいのある人の個性や能力に対する理解」、「地域の人の見守りや助け合い」の順に割合が高い結果でした。

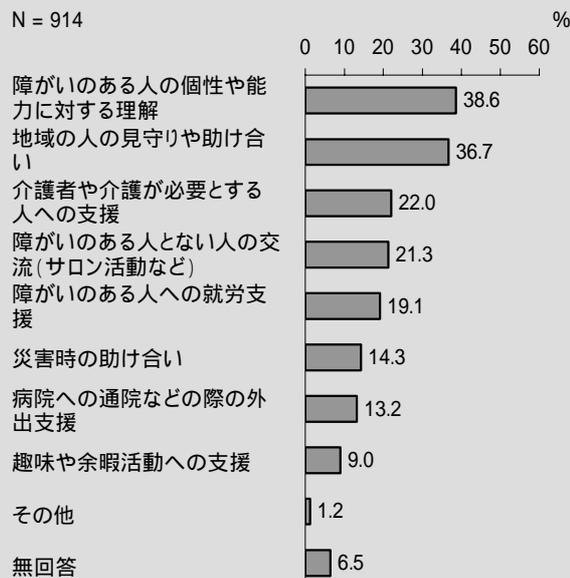
高齢者が社会参加しやすいようにするために、地域として取り組むべきこと



子育てを考えたときに、地域として取り組むべきこと



障がいのある人が社会参加しやすいようにするために、地域として取り組むべきこと



このようなことから、市民交流を今後も一層推進していくとともに、高齢者をはじめ地域住民が生きがいを持って活動できる場を提供する必要があります。また、こうした交流、地域のつながりを基盤に、認知症高齢者や障がいのある人、高齢のひとり暮らし世帯や移動困難者、子育て世帯など、支援を必要とする人を地域で支えていくことが必要です。

また、子育てに関しては、子育て支援センターをはじめ、保育所、幼稚園などの公的機関や地域で活動するボランティア団体などがそれぞれさまざまな子育て支援事業を実施しています。しかし、それらは概して特定の利用者に限られていることが多く、本当に支援を必要としている孤立化した子育て家庭への支援を充実する必要があります。

地域の関係団体における意見等

- ・近隣同士の付き合いが希薄化してきており、地域のつながりも段々弱くなっているため、高齢者や子どもだけでなく、まち全体で声かけやあいさつ等を行う必要がある。
- ・ひとり暮らしや高齢者のみ世帯の近所の見守りが重要である。
- ・子どもや子育て中の保護者が安心できるサロンが必要である。
- ・人が集まる場を設け、話し合いながら助け合うことが重要である。
- ・地域の活動に出向き、顔を知ってもらうことも重要である。
- ・福祉委員会をどのように活動範囲を広げていくのかということが課題である。

[市民の取組]

地域の人と会ったとき、あいさつや声かけをするように努めましょう。

近所づきあいを深め、互いに顔の見える関係づくりを進めていきましょう。

ふれあい・いきいきサロン、子育てサロン活動へ積極的に参加しましょう。

隣近所で声を掛けあい、若い人の意見を聞くなどの世代間での交流を図っていきましょう。

身の回りのできることから助け合いをするという気持ちを育てていきましょう。

物事を気軽に頼めるような信頼関係をつくりましょう。

[地域の取組]

地域ぐるみであいさつ運動を行いましょう。

身近な交流の場として地区コミュニティセンターなどの利用を促進しましょう。

子育て支援センター 子育て支援のための地域の総合的拠点。無料相談や関連機関の紹介、子育てサークルの活動支援などを行う。

高齢者の優れた特技や経験を、若い人や子どもたちへ教えたり見せたり話したりする場の提供を促進しましょう。

地区コミュニティや自治会、老人クラブやボランティアにおける活発な世代間交流を推進しましょう。

地域の人交流できる機会づくりを推進しましょう。

[社会福祉協議会の取組]

ふれあい・いきいきサロン、子育てサロン活動を普及し、活動の充実を図ります。

高齢者や障がいのある人など、公共交通機関を使用して移動することが困難な人を対象に移動支援を行います。

[行政の取組]

園や学校に高齢者を招くなど、高齢者と子ども、障がいのある人の交流機会を拡充し、思いやりの気持ちを育みます。

市民の交流活動を促進するため、既存施設などを活用した活動拠点の確保・提供を図ります。

ふれあい・いきいきサロン、子育てサロン活動を通じて、ひとり暮らし高齢者や障がいのある人、子育て中の保護者などが地域で孤立しないよう、活動を充実するための支援を行います。

地域の多様な方々の参画を得て、子どもたちと学習やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取組を実施する子どもの居場所づくりを進めます。

昼間、家庭に保護者がいない小学生が安心して過ごせる居場所として、学童保育所を充実します。

地域社会全体が子育て家庭に目を向け、「地域の子どもは地域で育てる」という共通認識のもとに、地域ボランティアや保育園・幼稚園などの地域資源を活用して子育て支援のための地域ネットワークづくりを推進します。

認知症高齢者を家族だけでなく、地域全体で支える支援の仕組みを構築します。

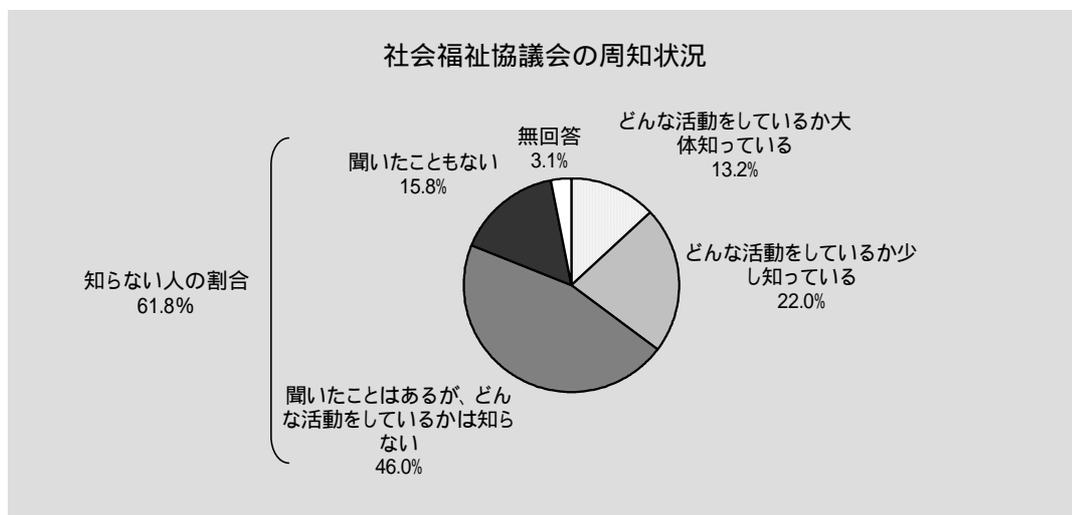
本市におけるコミュニティ・ビジネスの可能性を検討し、普及啓発につなげます。
(再掲)

(4) 関係機関との連携強化

[現状と課題]

地域には、福祉に関連する活動を行うさまざまな団体があり、それぞれの団体が目的を持って活動しています。民生委員・児童委員、主任児童委員、コミュニティ、自治会、老人クラブのように地域に根ざした活動を行う団体や、ボランティア団体、NPO法人のように地区を越えた広い範囲で活動している団体もあります。

既存の社会資源を活かし、福祉・保健・医療の連携を強化していくことが重要ですが、アンケート調査では、地域福祉の中核的推進組織である社会福祉協議会の活動について知らない人の割合が6割を超えています。



そのため、社会福祉協議会の周知を図るとともに、地域で共に支え合うまちづくりの観点から、住民主体の地域ネットワーク、並びに保健福祉・介護・医療機関ネットワークの一層の強化を図る必要があります。

地域の関係団体における意見等

- ・地域で活動している団体や民生委員・児童委員などとの連携を深められるよう、互いの情報交換や理解を深められる取組をしたい。
- ・行政や関係機関への理解や他の団体等のつながりを強化する必要がある。
- ・福祉委員と民生委員の位置づけが理解されていない。

[地域の取組]

地域住民を含め、地域活動団体、ボランティア、NPO、福祉サービス事業者などが、それぞれの役割を担い、協働して地域福祉を推進しましょう。

[社会福祉協議会の取組]

地区の実情に応じた小地域活動を推進します。

行政とともに地域住民と協力連携しながら、地域福祉活動を推進します。

[行政の取組]

社会福祉協議会と連携し、サロン活動や福祉委員に関する活動の支援を行います。

各種活動団体の情報提供を充実することにより、活動団体間の連携強化を支援します。

地域ボランティアや保育園・幼稚園などの地域資源を活用して子育て支援のための地域ネットワークづくりを推進します。(再掲)

自治会連合会や地区コミュニティ連絡協議会を通じて、自治会や地区コミュニティの活動を支援します。(再掲)

あいあい祭など、各種活動団体の交流の場を提供します。

民生委員・児童委員など地域福祉の担い手の活動を支援します。

地域福祉の推進に向け、総合保健福祉センター「あいあい」を拠点に施策などの推進を図ります。

第6章 計画の推進にあたって

1 計画の周知・啓発

地域福祉は、行政だけでなく、地域に関わる全てのものが主体となって協働し、推進していくことが大切です。

このため、本計画で示した基本理念や役割、考え方について、市民への周知を図り、地域における主体的な活動を促進します。

また、広報紙やホームページなどを通じて、本計画の周知・啓発を行い、地域福祉の推進に向けた意識の高揚を図ります。

2 計画の推進と評価

計画の推進にあたっては、市民・社会福祉協議会・市で構成する（仮称）地域福祉計画推進委員会を設置し、国の福祉制度改革の動向も十分に見極め、関連計画などを策定している関係部局とも連携を図りながら、推進体制の整備と計画の点検・評価を行っていきます。

また、本計画は、総合計画における地域福祉の分野に関連する施策を具体化する計画であり、地域福祉を推進する基本計画としての性格を持ちます。そのため、関連計画の推進や見直しにあたっては、地域福祉の理念や地域福祉の推進が、より効果的に展開されるよう整合を図ります。

3 社会福祉協議会との連携

社会福祉協議会は、社会福祉活動を推進することを目的とした民間組織です。そのため、公助の一翼を専門的に担いつつ、一方で地域の共助の力を高めていく社会福祉協議会の役割は非常に大きいものと考えます。

そのため、社会福祉協議会と行政のパートナーシップのもとに、きめの細かい地域福祉活動を展開することが重要です。

社会福祉協議会では、今後、本計画を踏まえた地域に密着した生活課題の解決に向けて、具体的な取組を進めるため、地域福祉活動計画を策定する予定となっています。

地域福祉推進のための基盤や体制をつくる地域福祉計画と、それを実行するための、住民の活動・行動のあり方を定める地域福祉活動計画は、行政と連携して地域住民が主体となった地域活動を推進する重要な役割を担っています。

これらを一体となって地域福祉を推進することの意義は、行政や住民、地域福祉活動団体、ボランティア、福祉事業者など地域に関わるものの役割や協働が明確化され、実効性が高まることにあります。

4 取組指標

各々の取組を推進していく上で、取組状況を評価するための取組指標を設定します。

【基本目標 1】地域福祉を支える意識づくり

取組指標	現 状	目 標 平成 28 年度	備考 (現状値の根拠)
隣近所の方とあいさつをしている人の割合	89.6%	90%	平成 21 年度亀山市総合計画市民アンケート調査
健康や生きがいづくりへの支援の満足度	47.0%	60%	「亀山市地域福祉計画」策定にあたってのアンケート調査
住民がお互いに助け合えるまちづくりの満足度	41.6%	55%	「亀山市地域福祉計画」策定にあたってのアンケート調査
地域活動での役割を何か担っている人の割合	27.2%	35%	平成 21 年度亀山市総合計画市民アンケート調査
福祉ボランティア登録者数	673 人	900 人	平成 21 年度事業報告書 (社会福祉協議会)

【基本目標 2】安心してサービスを利用できる環境づくり

取組指標	現 状	目 標 平成 28 年度	備考 (現状値の根拠)
かめやま出前トークの年間開催回数	203 回	250 回	平成 21 年度実績(広報秘書室)
日々の暮らしを安心して送っている人の割合	55.2%	65%	平成 21 年度亀山市総合計画市民アンケート調査
悩みや不安、困ったことがあるときに相談しない人の割合	7.3%	5%	「亀山市地域福祉計画」策定にあたってのアンケート調査
福祉サービスに関する情報提供の満足度	40.3%	50%	「亀山市地域福祉計画」策定にあたってのアンケート調査
気軽に相談できる人・場の充実の満足度	33.2%	40%	「亀山市地域福祉計画」策定にあたってのアンケート調査

【基本目標 3】地域での助け合い・支え合いの仕組みづくり

取組指標	現 状	目 標 平成 28 年度	備考 (現状値の根拠)
最近 1 年間に地域活動に参加した人の割合	63.3%	75%	平成 21 年度亀山市総合計画市民アンケート調査
市民協働センターを拠点として活動している団体数	382 団体	400 団体	平成 22 年度市民協働センター実績簿より
ふれあい・いきいきサロン延べ参加者数	4,272 人	7,000 人	平成 21 年度事業報告書(社会福祉協議会)
小地域ネットワーク活動地区福祉委員会設置活動数	20 地区	25 地区	平成 21 年度事業報告書(社会福祉協議会)

アンケート結果を基にした目標の評価は、中間年度と最終年度に実施します。

參考資料

1 策定経過

時 期	内 容
平成 22 年 10 月 15 日	第 1 回策定委員会 ・ 委嘱状の交付 ・ 委員長・副委員長の互選 ・ 地域福祉計画とは ・ 市民アンケートの内容検討
11 月 17 日～11 月 29 日	亀山市地域福祉計画策定にあたってのアンケート調査の実施 18 歳以上の市民から 2,000 人を無作為抽出
12 月 24 日	第 2 回策定委員会 ・ アンケート結果について ・ 計画骨子素案について
12 月中旬～下旬	市内地域活動団体（地域福祉関係 2 団体、地域活動 1 2 団体、高齢者関係 3 団体、障がい者関係 1 0 団体、子ども関係 6 団体、母子関係 1 団体の 合計 3 4 団体）に対しアンケートの実施
平成 23 年 2 月初旬	団体ヒアリングの実施 民生委員・児童委員協議会連合会 地区コミュニティ連絡協議会 地域包括支援センター ボランティア連絡協議会
2 月 9 日	庁内協議 市関係各室調整会議（2 0 室長）
1～3 月	健康福祉部内会議、関係部長会議を随時実施
4～6 月	現状と課題・施策の方向性について、健康福祉部各室、市民部市民相談協働室、社会福祉協議会と協議
7 月 21 日	第 3 回策定委員会 ・ 計画素案について
8 月 22 日	第 4 回策定委員会 ・ 計画案について
8 月 24 日	庁内協議 ・ 計画案について
9 月 16 日～10 月 17 日	パブリックコメントの実施

2 亀山市地域福祉計画策定委員会

(1) 亀山市地域福祉計画策定委員会要綱

平成 22 年 5 月 17 日

(設置)

第 1 条 社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)第 107 条の規定に基づく亀山市地域福祉計画(以下「計画」という。)を策定するため、亀山市地域福祉計画策定委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、計画の策定に必要な調査及び検討を行う。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 15 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 社会福祉に関する事業を経営する者
- (3) 社会福祉に関する地域活動団体に属する者
- (4) 社会福祉法人亀山市社会福祉協議会の職員
- (5) 市職員
- (6) その他市長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、計画策定の日までとする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に、委員長及び副委員長各 1 人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会の会議は、委員長が招集し、議長となる。

2 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第 7 条 委員会の庶務は、地域福祉室において処理する。

(雑則)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 22 年 5 月 17 日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行後最初に行われる委員会の会議は、第 6 条第 1 項の規定にかかわらず、市長が招集する。

(2) 亀山市地域福祉計画策定委員会委員名簿

平成22年10月15日 亀山市地域福祉計画策定委員会委員に委嘱

	団 体 名	策定委員氏名	備 考	役職
1	皇学館大学 現代日本社会学部 教授	守本 友美	学識経験を有する者	委員長
2	特別養護老人ホーム 安全の里 施設長	藤本 剛	社会福祉に関する事業を 経営する者	
3	亀山市民生委員児童委員協議 会連合会 会長	伊藤 三枝 第1回委員会 草川 和久 第2回委員会で 交替	社会福祉に関する地域活 動団体に属する者	
4	亀山市老人クラブ連合会 会長	久留原 進	〃	副委員長
5	亀山市ボランティア連絡協議 会 会長	明石 澄子	〃	
6	亀山市自治会連合会 会長	小河 明邦	〃	
7	亀山市地区コミュニティ連絡 協議会 会長	西川 喜賀 第3回委員会で 委嘱	〃	
8	亀山市社会福祉協議会 事務 局長	岩崎 吉孝	亀山市社会福祉協議会の 職員	
9	亀山市企画部長	古川 鉄也	市職員	
10	亀山市健康福祉部長	山崎 裕康	市職員	

3 亀山市地域福祉計画策定にあたってのアンケート調査

調査の概要

1. 調査の目的

亀山市地域福祉計画を策定するにあたり、地域住民の意向、及び亀山市の地域特性を把握することを目的として実施しました。

2. 調査対象

本市在住の18歳以上の市民から無作為抽出

3. 調査方法

郵送による配布・回収

4. 回収状況

配布数	有効回収数	有効回収率
2,000通	914通	45.7%

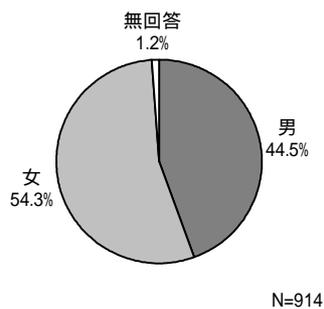
5. 調査結果の表示方法

- ・回答は各質問の回答者数(N)を基数とした百分率(%)で示してあります。また、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が100.0%にならない場合があります。
- ・複数回答が可能な設問の場合、回答者が全体に対してどのくらいの比率であるかという見方になるため、回答比率の合計が100.0%を超える場合があります。

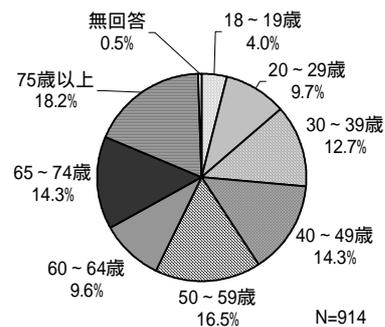
主な調査結果

1. 回答者属性

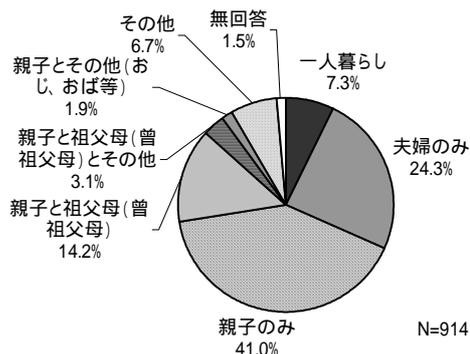
【性別】



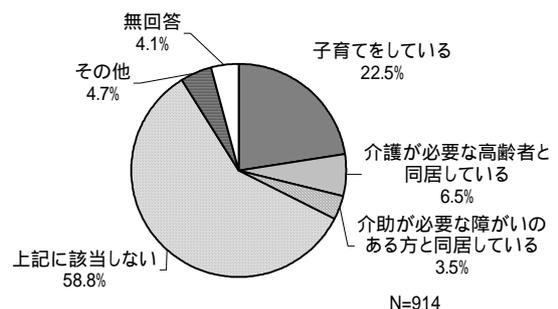
【年齢別】



【家族構成】

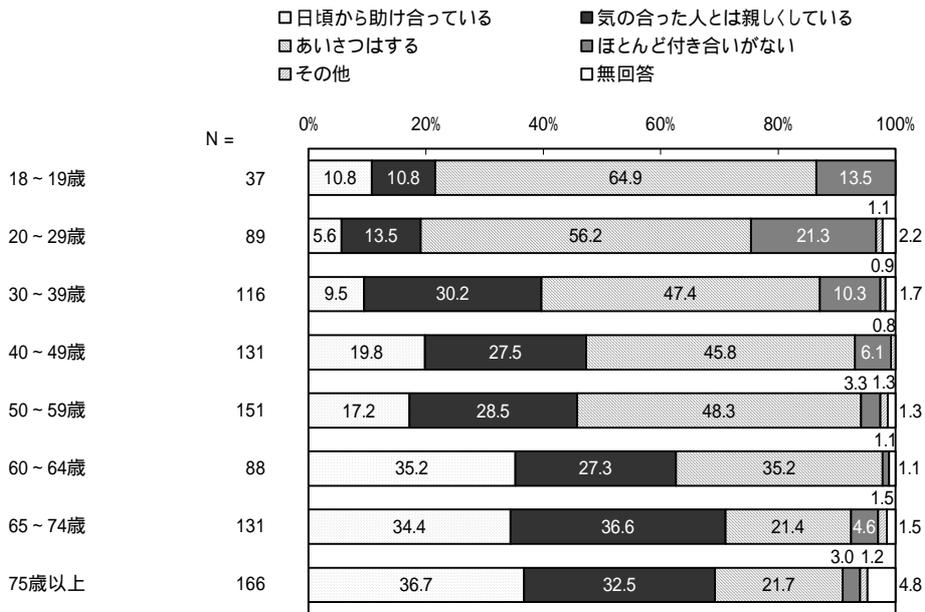


【世帯の状況】



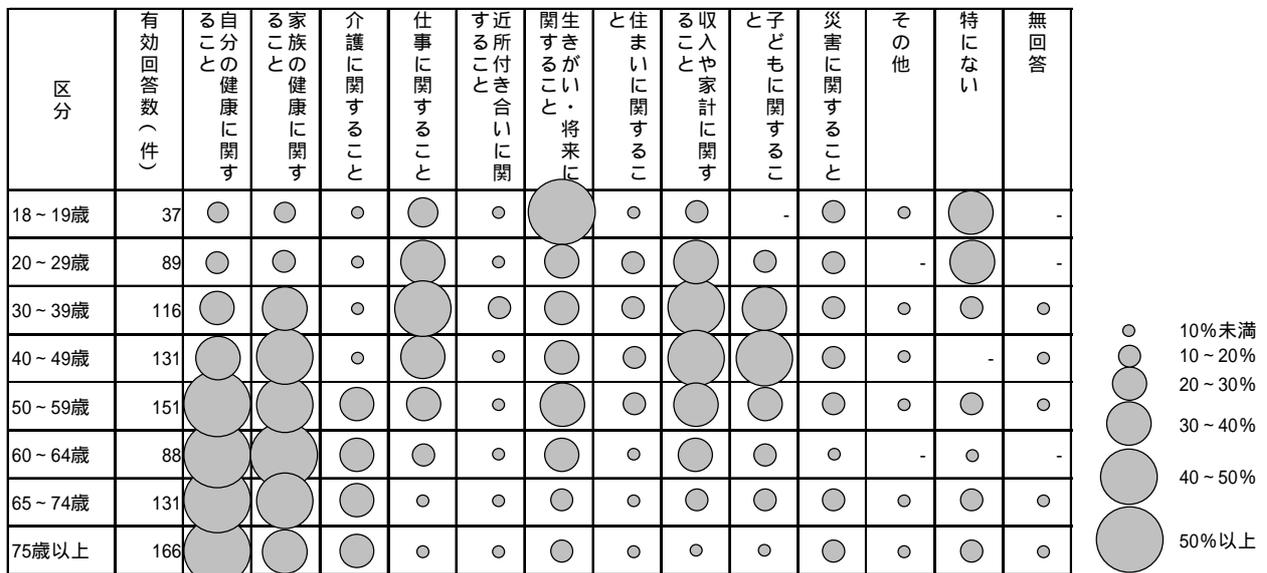
問 年齢別にみた近隣の人との付き合いの程度

他の年代に比べ 60 歳以上で「日頃から助け合っている」の割合が高く、3 割を超えています。一方、20～29 歳で「ほとんど付き合いがない」の割合が高く、2 割を超えています。また、18～29 歳で「気の合った人とは親しくしている」の割合が低く、約 1 割となっています。



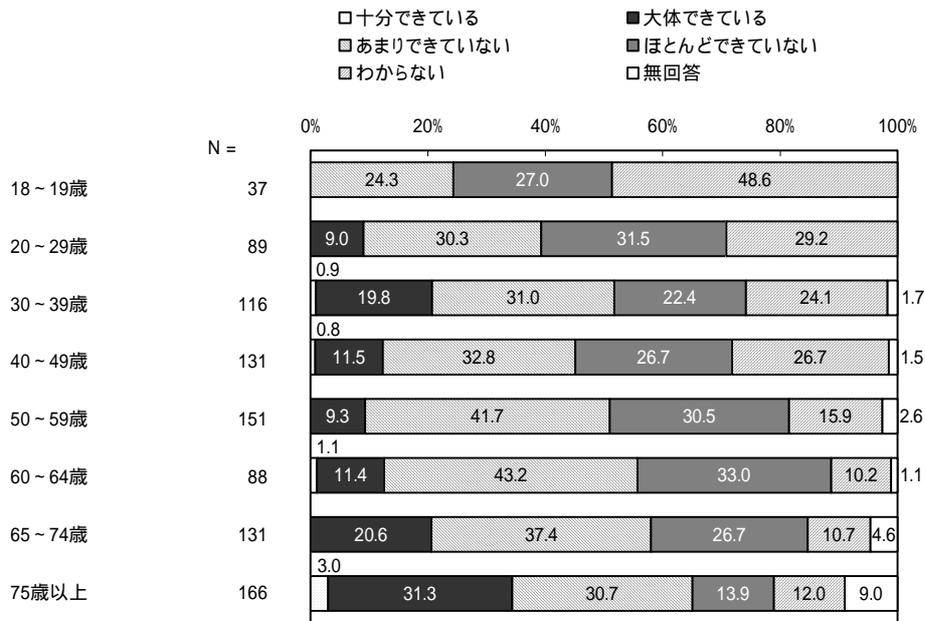
問 年齢別にみたふだんの暮らしの中での悩みや不安、困っていること

他の年代に比べ 30～49 歳で「収入や家計に関すること」、「子どもに関すること」の割合が高く、約 4 割となっています。また、20～49 歳で「仕事に関すること」の割合が高く、約 4 割となっています。一方、60 歳以上で「自分の健康に関すること」、50～64 歳で「家族の健康に関すること」の割合が高くなっています。



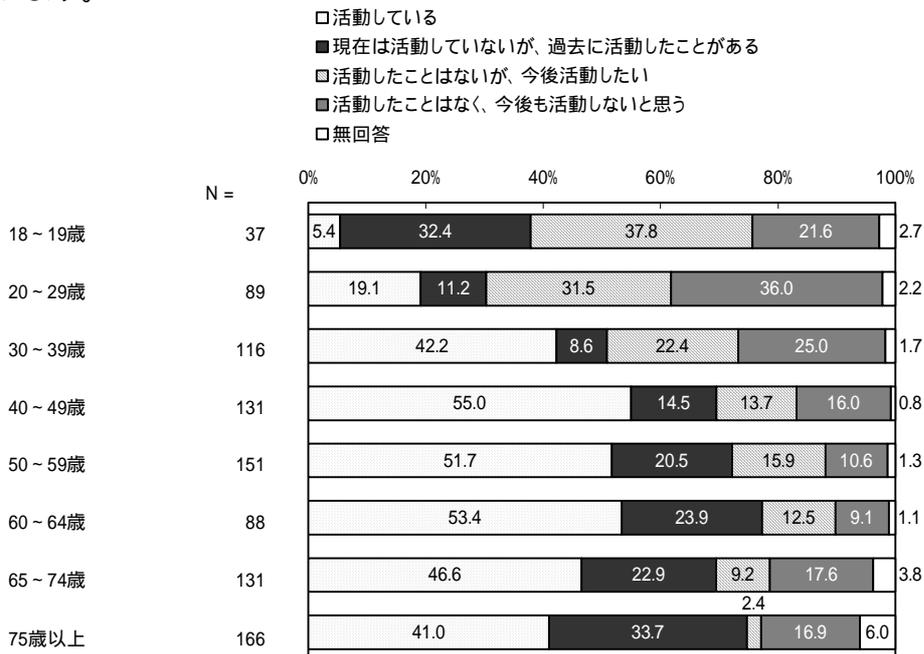
問 年齢別にみた必要な福祉サービス情報の入手状況

他の年齢に比べ 75 歳以上で福祉サービスの情報を入手できている人の割合が高く、3 割を超えています。一方、50～64 歳で福祉サービスの情報を入手できていない人の割合が高く、7 割を超えています。



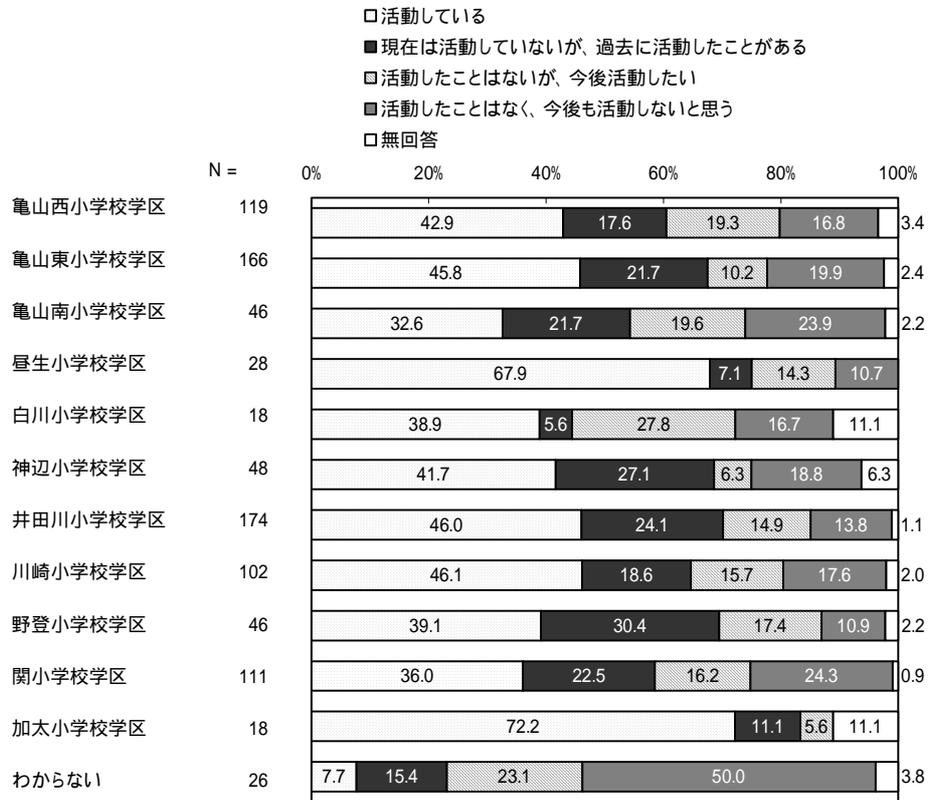
問 年齢別にみた地域活動の参加状況

他の年齢に比べ 40～64 歳で「活動している」の割合が高く、5 割を超えています。また、年齢が低くなるにつれ「活動したことはないが、今後活動したい」の割合が高くなっています。一方、20～29 歳で「活動したことは無く、今後も活動しないと思う」の割合が高く、約 4 割となっています。



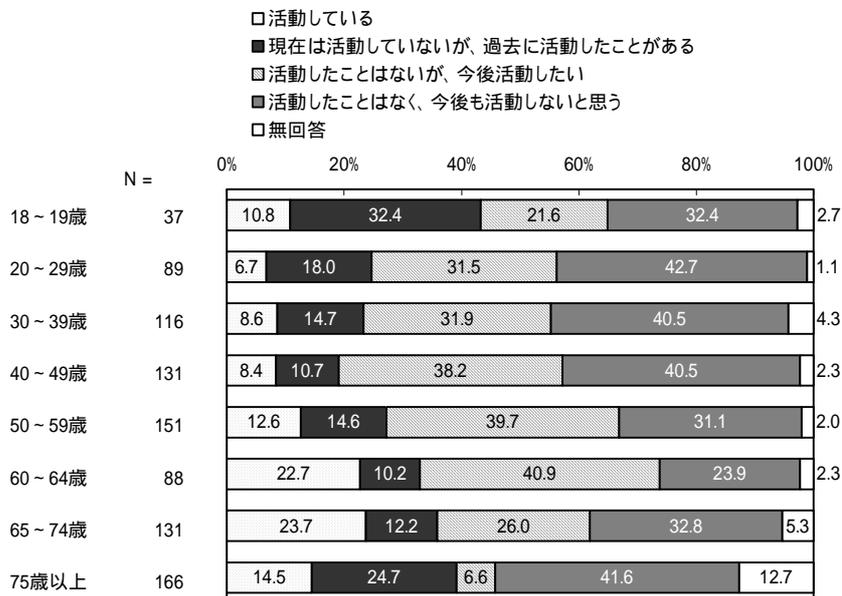
問 地区別にみた地域活動の参加状況

他の地区に比べ昼生小学校学区、加太小学校学区で「活動している」の割合が高く、約 7 割となっています。



問 年齢別にみたボランティア活動の参加状況

他の年代に比べ 60～74 歳で「活動している」の割合が高く、2 割を超えています。一方、20～49 歳で「活動したことはないが、今後も活動しないと思う」の割合が高く、約 4 割となっています。

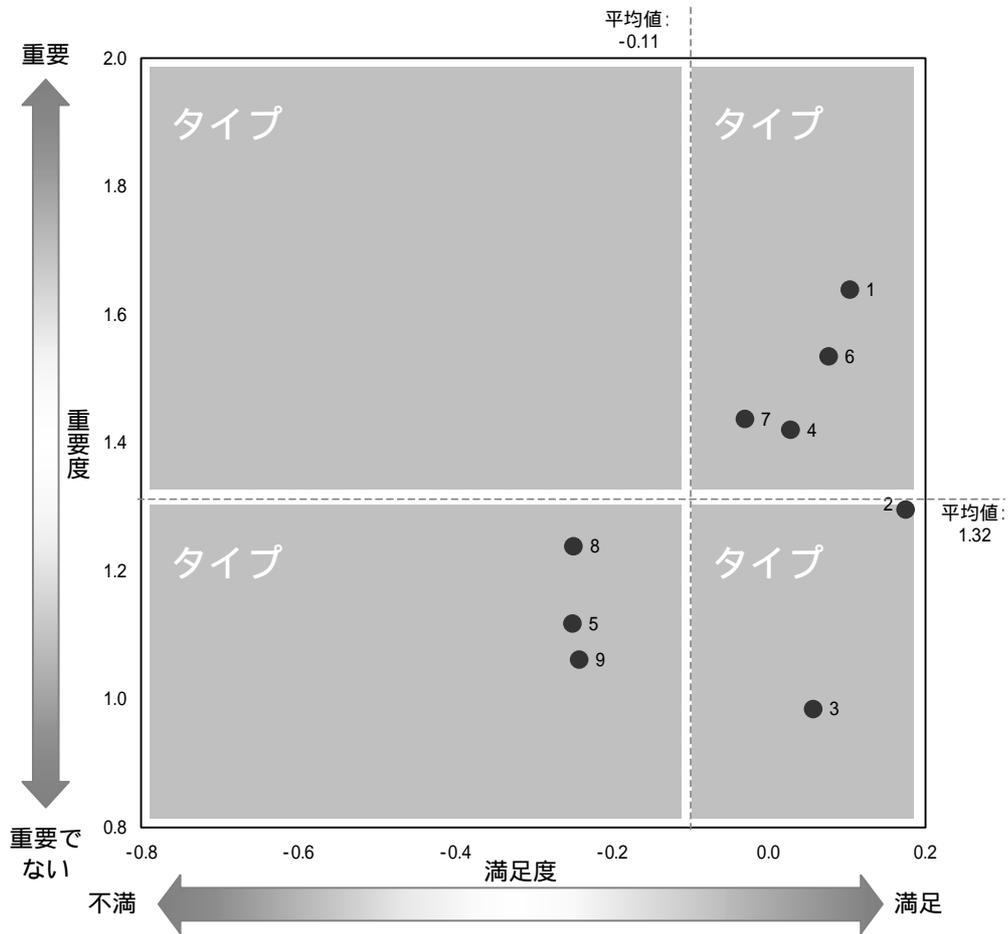


問 各福祉施策の満足度と重要度との関係

満足度も重要度も高い項目として、「在宅福祉を支えるサービスの充実」「住民がお互いに助け合えるまちづくり」「保育所・幼稚園・学校などにおける福祉教育」「福祉サービスに関する情報提供」が挙げられ、重要な事業として継続的な推進が必要です。

満足度は高いものの重要度は低い項目として、「健康や生きがいづくりへの支援」「ボランティアやNPOなどの市民活動への支援」が挙げられ、継続的な事業の推進とともに、必要に応じ事業の見直しを行う必要があります。

一方、満足度も重要度も低い項目として、「個人の自立を支援するためのサービスの充実」「気軽に相談できる人・場の充実」「気軽に集まれる場の充実」が挙げられ、市民のニーズを的確に把握し、事業の見直し、改善を行う必要があります。



区分	満足度	重要度
1. 在宅福祉を支えるサービスの充実	0.10	1.64
2. 健康や生きがいづくりへの支援	0.17	1.30
3. ボランティアやNPOなどの市民活動への支援	0.06	0.98
4. 住民がお互いに助け合えるまちづくり	0.03	1.42
5. 個人の自立を支援するためのサービスの充実	-0.25	1.12
6. 保育所・幼稚園・学校などにおける福祉教育	0.08	1.53
7. 福祉サービスに関する情報提供	-0.03	1.44
8. 気軽に相談できる人・場の充実	-0.25	1.24
9. 気軽に集まれる場の充実	-0.24	1.06

【ポートフォリオによる分析の考え方】

市政全般にわたる項目について、満足度と重要度を下表のような配分で点数化し、その点数の合計値を「無回答」を除いた各設問の回答総数で割り、重要度・満足度を得点化しました。さらに、各項目の満足度と重要度の得点の相関分布図を作成し、今後の方向性を分析しました。

【重要度・満足度の得点化の手順】

重要度	得点
重要	2点
やや重要	1点
あまり重要でない	-1点
重要でない	-2点
無回答	計算対象外

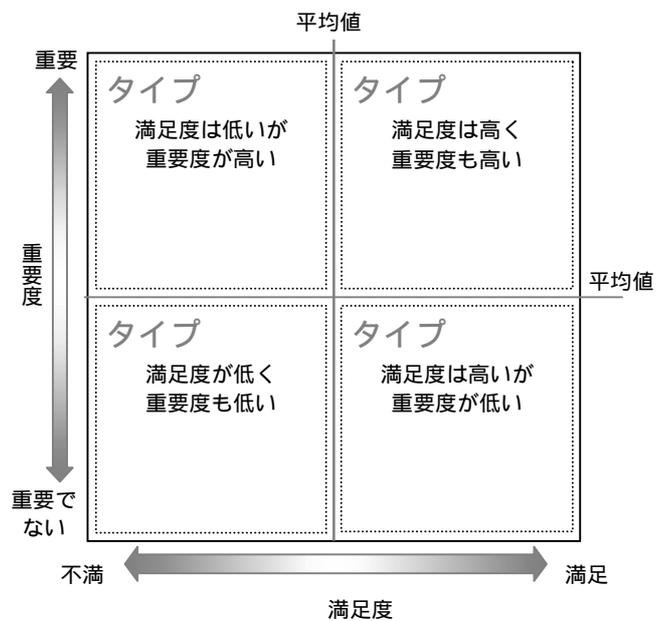
満足度	得点
満足	2点
やや満足	1点
やや不満	-1点
不満	-2点
無回答	計算対象外

【得点の算出式】

$$\begin{aligned}
 & 2 \text{点} \times \text{「重要（満足）」の回答数} \\
 & 1 \text{点} \times \text{「やや重要（やや満足）」の回答数} \\
 & -1 \text{点} \times \text{「あまり重要でない（やや不満）」の回答数} \\
 & -2 \text{点} \times \text{「重要でない（不満）」の回答数}
 \end{aligned}
 \left. \vphantom{\begin{aligned} & 2 \text{点} \times \text{「重要（満足）」の回答数} \\ & 1 \text{点} \times \text{「やや重要（やや満足）」の回答数} \\ & -1 \text{点} \times \text{「あまり重要でない（やや不満）」の回答数} \\ & -2 \text{点} \times \text{「重要でない（不満）」の回答数} \end{aligned}} \right\} \text{これらの数値の和}$$

「無回答」を除いた設問の回答総数

得点については、小数点以下第3位を四捨五入して表示しています。ポートフォリオとは、各評価項目について、満足度と重要度を点数化し、横軸に満足度、縦軸に重要度とした図にプロットしたものです。それぞれの平均値を基準に4つのタイプに分類整理しています。



4 用語説明

用語解説

あ

インクルーシブな社会 (P.36)

障がいのある人となない人など、分け隔てなく人と人が人と社会がつながっていく形を目指す社会

NPO (P.9)

民間非営利組織、特定非営利活動団体。Non Profit Organization の頭文字をとったもの。営利を目的とせず、社会的な活動を行う民間組織。

か

介護支援専門員 (ケアマネジャー) (P.47)

介護保険制度において、在宅や施設で自立したその人らしい生活が送れ、介護保険サービスや公的な福祉サービス、地域のボランティアなど社会資源を活用した介護サービス計画を立て、それぞれのサービスの連絡調整を行う専門職。

亀山市協働の指針 (P.27)

平成 20 年 3 月に、市民と行政が円滑かつ効果的に協働していくため策定された指針。対等の原則、目的・情報共有の原則、公正・公平の 3 原則を定め、新たに協働事業提案制度を導入し、市民と市職員の意識改革とまちづくりへの参加促進を図っている。

協働 (P.4)

複数の主体が、何らかの目標を共有し、ともに力を合わせて活動すること。例えば、地域の問題・課題の解決に向けて、行政や地域住民だけでは解決できない問題などがある場合に、相互にお互いの不足を補い合い、ともに協力して課題解決に向けた取組をすること。

権利擁護 (P.28)

自己の権利を表明することが困難な寝たきりの高齢者や、認知症の高齢者、障がい者の権利の擁護やニーズ表明を支援し代弁すること。

高齢化率 (P.14)

65 歳以上の高齢者人口が総人口に占める割合。高齢化率が 7 % から 14 % 未満を高齡化社会といい、14 % から 21 % 未満を高齡社会、21 % 以上を超高齡社会という。

子育てサロン (P.2)

子育て中の親子などと、ボランティアが共に遊びを通じて子どもの成長について学ぶ活動。

子育て支援センター（P.62）

子育て支援のための地域の総合的拠点。無料相談や関連機関の紹介、子育てサークルの活動支援などを行う。

コミュニティ・ビジネス（P.33）

市民が主体となって、地域が抱える課題をビジネスの手法により解決し、またコミュニティの再生を通じて、その活動の利益を地域に還元するという事業のことの総称。

さ

災害時要援護者台帳（P58）

災害が発生した際に、家族等の援助が困難で何らかの助けを必要とするたちの名簿登録をしたもの。この名簿を開示し、地域での見守りと、災害が発生した際に支援が得られる仕組みづくりを図る。

在宅福祉サービス（P48）

要援護者を居宅において援助するための各種の福祉サービス。

児童虐待（P53）

親（または保護者）によって子どもに加えられた行為（不行為）で、子どもの心身を傷つけ、健やかな成長・発達を損なう行為（不行為）。虐待のタイプは身体的虐待、ネグレクト、性的虐待、心理的虐待の4つに分類されるのが一般的だが、実際のケースは複数のタイプが混在していることもある。

シニアボランティアスクール（P44）

団塊の世代や定年退職された方、子育てが一段落された方を対象に、ボランティアに関心を深めていただくことを目的に開講する講座。

社会福祉協議会（P4）

社会福祉協議会は、住民の福祉向上を目的として、社会福祉法第109条に基づき設置されている団体であり、地域における住民組織と社会福祉事業関係者などにより構成され、住民主体の理念に基づき、地域の福祉課題の解決に取組み、だれもが安心して暮らすことのできる地域福祉の実現をめざし、住民の福祉活動の組織化、社会福祉を目的とする事業の連絡調整及び事業の企画・実施を行う、公共性と自主性を有する民間組織。

社会福祉法（P.7）

社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、福祉サービス利用者の利益の保護及び地域福祉の推進などを図り、社会福祉の増進に資することを目的とした法律。

障害者自立支援法（P.5）

障がいのある人々の自立を支えるため、障がいの種別にかかわらず必要なサービスが受けられるよう、サービスを利用するための仕組みを一元化し、公平なサービス利用のための手続きや基準の透明化、明確化などを盛り込んだ法律。

小地域ネットワーク活動（P.56）

地域の高齢者や子育て中の親子、障がい者などが孤立することなく、安心して生活できるよう支え合い、助け合う活動。

成年後見制度（P.52）

判断能力が不十分な方について本人の権利を守る援助者を選ぶことで、本人を法律的に支援する制度。

た

団塊世代（P.2）

1947～1949年頃のベビーブームに生まれた世代。2007年に団塊の世代が一斉に退職を迎えることで、労働市場への影響が懸念され、2007年問題と呼ばれた。また、2025年には、この世代が後期高齢者となることから2025年問題と呼ばれている。

総合型スポーツクラブ（P.38）

正式には「総合型地域スポーツクラブ」という。地域住民の主導で運営されるスポーツクラブで、世代を超えて複数の種目を楽しめ、初心者から上級者まで誰でも参加できることが目的である。

地域密着型サービス（P.5）

平成18年4月の介護保険制度改正に伴って導入された新しいサービスです。都道府県知事の指定（許可）を受ける介護保険施設とは違い、市町村ごとにサービス提供事業者が指定され、可能な限り住み慣れた自宅や地域で生活できるよう柔軟なサービスが提供されます。

地域福祉権利擁護事業（P.52）

認知症や知的障がい・精神障がい等により、日常生活を営むのに支障がある方に対し、ご本人との契約により、日常生活の範囲内で、福祉サービスの利用に関する相談・助言や、手続き・支払い等の援助を行うもの。

地域包括支援センター（P.2）

全ての地域住民の健康保持、生活の安定、保健・福祉・医療の向上と増進のために必要な援助・支援を包括的に担う、地域の中核機関。主任ケアマネジャー、社会福祉士、保健師または経験のある看護師の3職種のスタッフにより、介護予防マネジメント、包括的・継続的マネジメント、総合相談・支援、虐待防止・権利擁護を行う。

地区コミュニティ（P.3）

共同の近隣生活を営む地区住民が連帯意識を高め、生活文化の向上及び社会福祉の増進を図る活動を実施している組織で、本市には、現在25地区あり、活動の拠点として、地区コミュニティセンターがある。

DV (ドメスティック・バイオレンス)(P.52)

同居関係にある配偶者や内縁関係の者、また両親、子、兄弟姉妹、親戚などの家族や親族などから受ける家庭内暴力。なお、同居の有無を問わず、元夫婦や恋人など近親者間に起こる暴力全般を指す場合もある。また、単に身体的な暴力にとどまらず、暴言や無視などの精神的暴力や「生活費を渡さない」「行動を制限する」などの社会的暴力も含む。

な

認知症 (P.2)

後天的な脳の器質的障がいにより、いったん正常に発達した知能が低下した状態をさす。

認知症キャラバンメイト (P.2)

地域で暮らす認知症の人やその家族を応援する認知症サポーターを養成する「認知症サポーター講座」の講師役。

認知症サポーター (P.34)

「認知症サポーター講座」を修了し、認知症を正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守る応援者として日常生活の中での支援をしていただく人。

は

バリアフリー (P.25)

障がいのある人々が、生活環境(住宅、地域施設、交通施設)において、普通に生活することを阻んでいる障壁(バリア)をなくすこと。

引きこもり (P.1)

身体的・精神的な理由から、学校や勤務先などへ行かず1日のほとんどを家の中や家の周りで過ごすなど、日常生活の行動の範囲が非常に狭く、社会参加していない状態。

福祉委員 (P.12)

地域の中で、高齢者、障がい者、子育て中の親子などで援助を必要とする本人や家族に対して、隣近所に住む者として良き相談相手となるとともに、民生委員・児童委員や自治会等の住民組織と連携をとりつつ、福祉のまちづくりを進めていく地域福祉の推進役。

ふれあい・いきいきサロン (P12)

地域で、高齢者、障がい者、子育て中の親子がボランティア等と一緒にあって、仲間づくり、生きがいづくり、ひきこもり防止のために行うふれあい活動。

ボランティア (P.2)

自発的な意思に基づき、報酬を目的とせず、自分の持つ能力、経験を活かして社会に寄与すること。また、多くの人々と協力しながら行うことで、人と人とのつながりが生まれる。

ボランティアセンター (P.32)

ボランティア活動の推進機関の総称。全国ボランティア活動振興センターをはじめ、社会福祉協議会や民間のボランティア団体などに設置されている。ボランティア情報の収集と発信、ボランティアコーディネート業務、広報誌の発行、ボランティアに関する教育・研修の場、ボランティアの情報交換の場として機能している。

ボランティアポイント制度 (P.44)

ボランティア活動をしている人や、これからボランティアを始める人に、活動の実績に応じてポイントを発行するというもの。

ボランティア活動を始める"きっかけ"や活動継続への"励み"としてこの制度を利用することにより、ボランティア活動の更なる促進につなげることを目的としている。

ま

民生委員・児童委員 (P.12)

民生委員は、民生委員法によって設置が定められており、児童委員は児童福祉法により民生委員が兼ねることになっている。活動の目的は、社会奉仕の精神をもって住民からの相談に応じるなど、住民が尊厳をもってその人らしい自立した生活ができるように支援を行い、誰もが安心して暮らすことのできる地域社会づくりを目指している。

無縁社会 (P.3)

高齢や病気になっても頼る相手がおらず、すべてを1人でやらなければならない人が増える社会。経済的には一人暮らしに支障はないが、人づきあいが希薄で、病気になっても誰にも知らせることがない。身元不明や遺族が引き取りを拒否する「無縁死」は年間3万2000人に上るといふ。

や

ユニバーサルデザイン (P.25)

年齢や障がいの有無などにかかわらず、最初からできるだけ多くの人が利用可能であるように設計すること。

要援護者 (P.52)

高齢者や障がい者、乳幼児や妊産婦の人など、何らかの支援が必要な人。

要介護認定 (P.18)

介護保険によるサービスを希望する被保険者で、介護が必要であるかどうか、どの程度必要であるかの判定・認定。

リーマンショック (P.3)

アメリカの大手証券会社・投資銀行リーマン・ブラザーズの破綻（2008年9月15日）が引き金となった世界的な金融危機および世界同時不況。世界の大部分の国の株式相場が暴落し、金融システム不安から国際的な金融収縮が起きた。

5 相談窓口一覧

(地域福祉に係る主な相談窓口)

窓 口	電話番号
亀山市総合保健福祉センター「あいあい」	84 - 3311
健康福祉部 地域福祉室	84 - 3312
高齢障がい支援室	84 - 3313
亀山市地域包括支援センター「きずな」	83 - 3575
障害者総合相談支援センター「あい」	84 - 4711
健康推進室	84 - 3316
子ども総合センター	
子ども支援室	83 - 2425
子ども家庭室	84 - 3315
子育て支援センター「あいあいっこ」	84 - 3314
亀山市社会福祉協議会	82 - 7985
亀山市役所	82 - 1111
市民部 市民相談協働室	84 - 5008
保険年金室	84 - 5005
税務室	84 - 5010 84 - 5011
関支所	96 - 1212
老人福祉関センター	96 - 1182
健康づくり関センター	96 - 2100
亀山市社会福祉協議会関駐在	97 - 0188
加太出張所	98 - 0001
児童相談所	
北勢児童相談所	059 - 347 - 2030 059 - 347 - 2056
三重県障害者相談支援センター	
三重県障害者相談支援センター	059 - 232 - 7356
年金事務所	
四日市年金事務所	059 - 353 - 5515
津年金事務所	059 - 228 - 9120
自動車税減免受付窓口	
鈴鹿県税事務所	059 - 382 - 8660 059 - 382 - 8663
三重県自動車税事務所	059 - 223 - 5042 059 - 225 - 7359
その他の公共施設	
鈴鹿保健福祉事務所	059 - 353 - 5515
亀山市立医療センター	83 - 0990
配偶者暴力相談支援センター	059 - 231 - 5600